

平成29年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

平成29年6月6日（火曜日）

議事日程 第1号

平成29年6月6日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 報告第 1号 平成28年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成28年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第10 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第11 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）
- 日程第13 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第14 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第15 議案第28号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第29号 玉村町障害者福祉施設条例及び玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第30号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第31号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第32号 指定管理者の指定期間変更について

- 日程第20 議案第33号 財産の取得について
- 日程第21 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第23 同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第32 同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第33 同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第34 同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第35 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第36 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第37 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原正人君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	石関清貴君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。着席願います。

傍聴人には、早朝よりご苦勞さまで。傍聴人は、議事についての可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されております。静肅にお願いします。また、携帯電話の電源は、切るかマナーモードにしてください。

平成29年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成29年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、何かとご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう、切望するところであります。

また、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時1分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、7番川端宏和議員、8番島田榮一議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月30日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

平成29年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月30日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月15日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告3件、承認6件、条例の一部改正や補正予算に関する議案等6件、同意14件、意見2件の31議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願1件の付託を行います。その後、町長より報告第1号から報告第3号までの3件について報告があります。次に、承認第1号から承認第3号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、承認第4号から承認第6号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、議案第28号及び議案第29号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第30号及び議案第31号の補正予算関係2議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第32号及び議案第33号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、同意第2号及び同意第3号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、同意第4号から同意第15号までの12議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、意見第1号及び意見第2号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程4日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程5日目及び6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程8日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程9日目は、事務整理日のため休会となります。

日程10日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会が開催されます。その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された請願について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、各常任委員長より、開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行います。最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成29年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月15日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月15日までの10日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、閉会中の所管事務調査の報告を申し上げます。

日にちは、5月の16日の火曜日、午前10時半から午前11時50分までということで、視察地としましてはお隣の長野県上水内郡小川村というところがございます。そこで、株式会社小川の庄おやき村というところを調査してまいりました。調査報告としましては、第三セクター方式による新しい村づくり事業、生涯活躍・地域づくり・情報発信についてでございます。出席者としては、私笠原則孝と備前島久仁子、そして齊藤嘉和、そして川端宏和、石川眞男と、それに議長と議会事務局長、それに局長補佐ということで行ってまいりました。対応者としては、株式会社小川の庄代表取締役社長、権田公隆氏ということであります。

調査経過については、小川村は長野県の北部、長野市と、皆さん有名な白馬村とのほぼ中央に位置しまして、雄大なアルプスの眺望が自慢の村であります。村の面積の約8割が山林で、標高500から1,000メートルというところがあります。そういうところで人が住んで暮らしていると。里山の自然と星がとても美しい場所として有名であります。山の恵みや里の恵みが豊かな人と自然が調和

した村であるようでございます。人口は約2,700人、もう本当に小さい、上野村ぐらいのところ
で、年々人口が減少傾向であります。高齢化率も45.5%と、非常に高いところでございます。そ
んな中での高齢者の活躍ぶりをこれからご紹介します。

小川村の小川の庄については、小川村は少子高齢化により過疎化や人口減少が進み、また山深い地
理的な環境の中、かつて盛んであった養蚕業が衰退し、農産物の出荷だけでは生活が成り立たない
という危機感から生まれました。村の青年が中心となり、地域の活性化を図り、村の労働力や資源を活
用し、事業を検討した結果、昭和61年、地元農協、食品加工会社、地域住民が共同出資する第三セ
クター方式による新しい村づくり事業として、小川の庄を設立しました。村のほうとしましては、水
道や道路などのインフラ整備を支援と。金額の支援はないようであります。そして、農協としまして
は、使わなくなった施設を提供。主に養蚕施設の共同でやった場所です。こちらで言う飼育場です。

事業目的、地域で暮らす人が生涯現役で生きがいを持って働ける場所の提供、働き手である高齢者
が歩いて行ける職場をつくるなど、働きやすい職場の環境の整備です。

事業概要としましては、当初は信州西山農協がふるさと田舎事業の指定を受け、その一環として漬
物製造の委託事業からスタートし、しかし交通の便がよくない山間地で食品を製造販売するには、地
域の特性や特産品の活用が非常に重要でした。そんな中、小川村は米の栽培に適さない土地、地元の
野菜や山菜などを油で炒め、みそやしょうゆで味つけをした具を小麦粉で練った生地で包んで焼いた、
要するにおやき、こちらは群馬のほうで言えばじり焼きみたいなものです。その郷土食おやきは、昔
から地元でつくっていたので、これはどこの地域でもみんなつくっておったようです。特にここは高
齢者が持つ技術をそのまま生かせるということで、新たな事業に取りかかりました。

そして、各種イベントに参加し、メディアによる情報発信、ジャパンエキスポ、ロサンゼルスで開
催された日本博覧会に参加、長野オリンピック村に出品、そして新商品の開発、従業員のアイデアか
ら生まれたものが数多く商品化されました。瓶詰め青唐辛子みそ、ニンニク焼きみそ、ふきのとう、
まぜ御飯のもと、それが最後にネット販売、そうすることにより、おやきの知名度が大分上がりまし
た。

そんな中で、おやきの工場は、具としましてはセントラルキッチンで一括製造して各工場に配送す
るということです。そして、直売所が1カ所、工房は8カ所、従業員は84名、売り上げは何と玉村
の道の駅が目標していたよりもずっと多く7億5,000万円でございます。

地域における役割としましては、当初は60歳以上78歳定年と、非常に高齢者を優遇するよう
なところあります。そして、そんな中で職員の平均年齢が55歳から60歳、中には80歳以上の者
もいると。アルバイトで来ている人においては93歳だそうです。非常に高齢化していますが、
皆高齢者が元気であります。そんな中、職員のほうはほとんどが車で回りますから、30代とい
うことです。そして、おやきは村の地元の契約農家が栽培した野菜を使用して、野菜は具材として加工す
るため、規格外の悪い野菜があっても値段を落とすことなく買い取り、農家の経営安定にもつながる

と。野菜が不足する時期には、地元の農協と連携しており、全国の産地からの野菜を使用しているということです。

最後に、考察としまして、小川村は過疎化や高齢化が進む中、高齢者を雇用した特産品の生産、販売で多くの観光客を呼び込んでいた。高齢者の雇用により、高齢者は働く喜びを感じ、地域で役割を担いながら収入も得ている。また、生きがいを持って生活することにより、医療費も抑えられている状況には学ぶべき点が多かった。そして、玉村町は、高齢化への筋トレ推進事業では一定の成果は上げているが、それぞれが持つ経験やスキルを生かす場の確保や整備は十分とは言えないと。今後さらに進む高齢化社会に、地域の資源を活用し、誰もが生きがいを持って活躍できるまちづくりを地域や民間と連携しながら進めていくことを期待する。こういうことでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） おはようございます。経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務の調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、29年の5月の18日の木曜日、午前9時50分から午前11時45分、現地での調査を行いました。場所は、株式会社埼玉種畜牧場・サイボクハムというところでございます。埼玉県の日高市に本社がございます。その本社のところへ行ってきました。出席の委員としましては、経済建設常任委員として、私石内と町田、渡邊、浅見、筑井の常任委員と、それから議長の高橋議長、それから随行者といたしまして議会事務局長の田村氏、それから局長補佐の齋藤氏に随行していただきました。対応者につきましては、営業部企画の広報課、諏訪勝美さんがされております。総務課等におられたり、地域の話をいっぱい聞いておられる方で、丁寧な説明をしていただいたわけでございます。

調査経過を述べさせていただきます。この株式会社埼玉種畜牧場・サイボクハムの現地調査を行ったわけですが、ここは日高市に本社があり、その本社内が施設エリアとなっております。会社の概要としましては、資本金が9,200万円、従業員が580人、うち正社員が250人という形でございます。この本社の敷地面積は9万平方メートル、東京ドームの約2個分あるというところなんです。広大な場所でございます。そこへの来場者の数でございますが、本社のほうへは年間で386万人、本社地域への休日の来場者数については1日約3万人、非常ににぎやかになっておるところでございます。

この会社の社是としましては、豊かな「楽農文化」の創造、酪農の「らく」は楽しく、それから農

業をという形で、「樂農文化」の創造、それから美味しい「食文化」の創造、それから楽しい「食文化」の創造というものを社是として掲げておりました。また、スローガンとして、緑の牧場から食卓までという形を挙げておりました、農業の完全一貫経営をやっておりました。目標としましては、ナンバーワンということではなくて、オンリーワンのドラマ展開をしておりました。

また、ここではブランド豚という形でゴールデンポークとかスーパーゴールデンポークを開発しておりました、国際コンテストにも出品しておりました、受賞をされております。ゴールド、金が923、銀が337、銅122、ことしの1月1日現在で計1,382個の受賞をしております。非常に製品の評価が高いところでございます。

会社の沿革については、別紙、そのところに記載してあるとおりでございますが、本社内の施設としまして、店舗として本店のミートショップ、レストランサイボク、キッチンカフェテリア、それから樂農広場、それから憩いの施設としましてパークゴルフ場、陶芸教室、トントンハウス、銘木・銘石庭園、アスレチック、やすらぎ広場、ひょうたん池等、非常に住民の方が楽しめるところでございます。

特徴と成果という形でこの会社の中のお話ですと、ビジョンとして、農業版のディズニーランドの実現を目指しておりました、食・遊、遊びですね、それから憩いの場の一体化を目指して、健体康心を提供する諸施設を展開しておりました。目標としまして、本物志向のオンリーワンのすぐれた個性ある商品及びサービスの提供をしておりました。農商工の枠を超えた先進的なコラボレーション、補助金や助成金には頼らないで自力展開をしておりました。実績と成果のお話を聞かせていただいたのですが、改良し尽くされたブランド品種、スーパーゴールデンポーク、それからゴールデンポークの生産をし、加工し、販売、小売、通販までの一貫体制で、6次産業化の実践もしております。また、狭山茶を販売しているブース以外は自社で運営しております。食肉加工品の本場ヨーロッパでのコンテストへ参加して、先ほどお話ししましたように、金メダル923個等1,382個のメダルを受賞しております。年間の本社エリアの来場者数は、先ほどもちょっと触れましたが、386万人程度、それから休日の来場者数は約3万人程度です。また、ゴールデンウィーク中については、1日約4万人来場されておったようでございます。

この会社の目標とか進化の歴史のお話をお聞きしましたところ、畜産の発展を支える時代、創業のときから品質改良による良品質の種畜と農業研修生を2,000名以上送り出しているように、畜産の関係で日本のイニシアチブをとっておられたようでございます。また、いろんな構想を持っておまして、ミートピア構想、豊かで楽しい農業、豊かな食生活の実現というのは、1975年から始めております。そのスローガンとしましては、緑の牧場から食卓へ、農業の完全一貫経営という形で、日高牧場内に6坪のミートショップを開店してから、夢の実現へ一步一步前進して、今現在では、先ほどお話ししましたように、9万平米の大きなところでやっております。加工、交流機能も備えた6次産業化のスタートもしておるわけでございます。

また、アグリトピア構想というのもございまして、夢のある農業への挑戦ということで、これも1991年から始めております。本社事務所、ハムの工場、パンの工場、本店、飛龍館、日高牧場、鳩山牧場畜舎等の構造改善等、一連の施設が落成しております。また、生産、加工、販売までの完全一貫経営を目指してございまして、平成9年、オランダで開催の第28回SLAVAKTO国際食肉プロフェッショナル競技会へ参加して、金メダルとクリスタル杯を受けております。そういう形でしっかりとサイボクハムが世界に認められるスタートをしております。

また、ライフピア構想というのも持っていて、本物の食と健康をテーマとして、これは2001年から始めておりますが、手に届く本物を提案し、楽しく豊かな暮らしを創造していく。それから、パークゴルフ場だとか陶芸教室も併設して、食文化と生活文化を統合する健体康心を究極のテーマとするパラダイスですね、ライフピアの建設がおおむね完成し、現在に至っております。そこで、先ほどゴールデンウィークでは1日4万人も来場するような人気の場所になっております。

また、このサイボクハムの生産牧場としましては、本社のほかに埼玉県鳩山町に鳩山牧場、種豚の肥育です。それから、山梨県の早川町に南アルプス牧場、これも種豚の肥育でございます。それから、宮城県栗原市、そこに東北牧場がありまして、そこで肉豚の肥育をしております。年間の総売上は61億円、うち通販では4億円を売り上げているようでございます。

いろいろ施設を見せていただいて説明を受けてきました。考察といたしまして、株式会社埼玉種畜牧場・サイボクハムは、「緑の牧場から食卓まで」、それから「農業の完全一貫経営」をスローガンに掲げまして、オンリーワンのドラマ展開などの明確な目標を立て、ブランド品種の生産から加工、販売までの一貫体制で6次産業化の実践に取り組む事業展開をしております。

楽農ひろばへ出荷する野菜は、作物の指定をし、1品目を5から6軒の農家に委託して、品ぞろえを確保するとともに、緊密な連絡をとり、品切れのない店舗経営を実施しているとのことでありました。さらに、「食・遊・憩い」など一体的な施設を展開し、多くの集客を獲得している取り組みには学ぶところが多かったこととございます。

玉村町でも道の駅玉村宿を初めとする町の事業展開には、明確なビジョンを持ち、明確な目標を立て、着実かつ細かな実践が成功への肝であると考えます。生産者と高い信頼関係や協力体制を築き、安定した作物の確保を図るとともに、大いにアンテナを張り、利用者の意識を的確に把握した事業を展開することにより、道の駅玉村宿の集客及び売り上げ増につながることを期待したいと思っております。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇〕

◇**文教福祉常任委員長（島田榮一君）** 文教福祉常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の文教福祉常任委員会所管事務調査を申し上げます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。日時、平成29年5月23日火曜日、午後1時30分から午後3時まで。視察地、長野県安曇野市安曇野市役所。調査項目、認定こども園について。出席委員、私以下委員全員と議長、随行者として議会事務局局長、局長補佐、それから子ども育成課長。対応者として、安曇野市議会副議長、藤原陽子氏、福祉部子ども支援課長、羽鳥登氏、係長、黒岩一也氏、議会事務局庶務係、青木氏。

調査結果、安曇野市について、安曇野市は、平成17年10月1日に豊科町・穂高町・三郷村・堀金村、明科町の5町村が合併して誕生した。長野県のほぼ中央部に位置し、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接している。西部は、雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳などの海拔3,000メートル級の山々がある。北アルプスを源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部は、安曇野と呼ばれる海拔500から700メートルのおおむね平たんな複合扇状地となっている。なお、人口は9万8,225人、平成28年10月1日現在、総面積は331.78平方キロメートルを有する。

なお、内容については、詳細に多岐にわたっておりますが、これを丁寧に説明しておりますと大変時間がかかりますので、項目のみ説明させていただきます。一つとして、認定こども園への移行経緯について、それから認定こども園化の課題と方向性、それから認定こども園の開設時間及び利用形態、認定こども園化後の教育・保育内容となっております。

最後に、考察であります。今回の所管事務調査は、認定こども園制度について先進的に取り組んでいる長野県安曇野市を視察し、幼児期の子育てについて行政視察した。安曇野市は、18カ所ある公立保育所全てを保育園型の認定こども園に移行するため、平成27年12月から準備を進め、平成29年4月からスタートさせた。認定こども園にはさまざまな類型があり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型等があり、1号認定、2号認定、3号認定があり、保育時間もさまざまに分かれている。

安曇野市は、職員の資格等も特に問題点もなく、今までの保育所が認定こども園に変わっただけでスムーズに移行できたようであったが、まだこの4月にスタートしたばかりで、問題点がまだ目につかない状況でもあるように感じた。しかし、安曇野市の新設の民間小規模保育事業所を募集するなど、3歳未満児の待機児童解消に向けての取り組みは、当町においても3歳未満児の待機児童が出ている中で対策として参考となった。当町においても、3歳未満児の待機児童解消に向けての取り組みに期待したい。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇**議長（高橋茂樹君）** 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。

◇

○日程第5 請願の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してある請願文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成29年6月6日

玉村町議会第2回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
1	29. 5. 26	消費税10%増税中止を求 める請願書	紹介議員	宇津木 治 宣	総 務 常任委員会
			伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波消費税廃止各界 連絡会 会長 奈良 民男		

◇

○日程第6 報告第1号 平成28年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第7 報告第2号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第8 報告第3号 平成28年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、報告第1号 平成28年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第8、報告第3号 平成28年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより3件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。平成29年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

世界に目を向けますと、北朝鮮のミサイル問題や民間人が多く集まる場所でテロ事件が起き、大き

な被害が発生していることが報じられておりますが、人々の平穏な暮らしが脅かされ、まことに残念でなりません。

一方、スポーツの分野では、卓球の世界選手権において混合ダブルスで吉村・石川選手のペアが、実に４８年ぶりとなる優勝で金メダルを、男子ダブルスの大島・森菌選手のペアは銀メダルを獲得し、女子ダブルスの伊藤・早田選手のペアは準決勝に進み、銅メダルを獲得し、若い世代の活躍には目をみはるものがあります。今後の活躍にさらなる期待をするものでございます。

さて、本定例会は、本日より開会し、６月１５日までの１０日間、３１議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

また、一般質問では、１１人の議員から町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第１号 平成２８年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第２１３条第１項の規定に基づき、平成２８年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成２９年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、経済対策分としての臨時福祉給付金事業や児童館空調設備新設事業、文化センター周辺まちづくり事業など合計１１事業、繰越総額は２億９，３８７万７，６４０円でございます。

次に、報告第２号 平成２８年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第２１３条第１項の規定により行うもので、平成２８年度から平成２９年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため、報告するものでございます。

繰り越した事業でございますが、下新田地区幹線整備事業、福島地区幹線整備事業、公共下水道枝線整備事業、雨水対策事業、川井地区幹線整備事業、五料地区幹線整備事業、下之宮地区幹線整備事業及び南玉地区幹線整備事業の計８事業でございます。事業ごとの繰越額及び財源内訳は繰越計算書のとおりでございますが、繰越総額は１億７，２１４万円で、財源内訳は国、県支出金が６，２７０万円、地方債が１億８８０万円、一般財源が６４万円となっております。

次に、報告第３号 平成２８年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方公営企業法第２６条第１項及び第２項ただし書きの規定により行うもので、平成２８年度から平成２９年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため、報告するものでございます。

資本的支出としての該当事業は、舗装本復旧工事に伴う布設がえ工事で、繰越額は４，８７８万２，８００円で、財源のうち４，０６０万円が起債借入額、残額

の 818 万 2,800 円が当年度損益勘定留保資金でございます。

収益的支出としての該当事業は、配水施設等更新調査委託業務で、繰越額は 1,277 万 1,000 円で、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。



○日程第 9 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号））

○日程第 10 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 28 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））

○日程第 11 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 9、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号））から日程第 11、承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））までの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、承認第 1 号から日程第 11、承認第 3 号までの 3 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第 1 号 平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 476 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 110 億 2,845 万 5,000 円と定めるもので、地方譲与税及び各種交付金並びに地方交付税については、それぞれ額の決定に伴う増額や減額、使用料については道の駅玉村宿出店利用料の減額、県支出金については畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業が不採択となったための減額で、これに伴い歳出の減額と繰越明許費の廃止を行うものでございます。また、寄附金については、総額が確定したふるさと納税と、ご寄附いただいた 205 万円を、それぞれ寄附の目的に沿った事業や基金に充当したものでございます。

次に、承認第2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本定例会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ874万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,895万9,000円と定めるもので、主な内容としては、国庫支出金などの額の確定によるものでございます。

金額につきましては、歳入の増額分として、国庫支出金を578万1,000円、療養給付費等交付金を146万7,000円、共同事業交付金を5万3,000円減額し、減額分として県支出金を1,604万3,000円減額するものでございます。

歳出といたしましては、療養給付費等の額の確定に伴い、保険給付費を874万2,000円減額するものでございます。

次に、承認第3号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものを、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、総額を13億9,638万1,000円と定めるもので、主な内容は事業確定による建設費及び地方債の減額などでございます。

金額についてですが、歳入では下水道事業債を1,170万円減額し、県補助金を50万円増額するものでございます。

一方、歳出では、特定環境保全公共下水道維持管理費を30万円、公共下水道建設費を250万円、特定環境保全公共下水道建設費を780万円、公債費を60万円それぞれ減額するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町一般会計補正予算（第6号））、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この9ページと、それから16ページですか、歳入のほうで農業振興使用料が減額になったということで2,680万円と書いてあるのですが、16ページのほうにいきますと2,598万円となっていて、約100万円金額が違ってくるのですが、その金額の違いはどのような内容なのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらは、ちょっと担当が総務課ということになると思うのですが、道の駅の減額に対して、同時にふるさと納税の寄附金を充当というのがありまして、金額がずれているのかなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ふるさと納税からの充当が約100万円あったということで、それはこの辺の中にはどこにも反映されていないという、減額になったというだけでしょうか。何かほかのところへ反映されているのであれば、ちょっとご質問します。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 今回ふるさと納税のほうの額が確定しましたので、そのふるさと納税の中でここに充ててくれという指定がありますので、そちらに基づいて充当額ということで充当しました。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 話はわかったのですが、それはこの専決した予算のところでは、特に表記は何もなくて、財源のほうに一般財源に移ったとか何とかとはなっていないで、その100万円というのはどこにも出てこないのですが、それはどこに隠れたのでしょうか。ふるさと納税、ここには載せないやつがあったということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） それぞれの項目ごとに使用目的が指定されているふるさと納税については、今回それぞれの項目について充当してあります。ですから、今回道の駅についてはその金額、82万円のほうを充当して、その分を減額したというふうになっております。これは、道の駅の看板設置料として82万円充当してあります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） ちょっとわからないものですから、お尋ねをする次第ではありますが、3ページですか。繰越明許、ここで畜産・酪農収益力強化整備等について廃止と、こういうのが入っているのですが、これちょっとあともう少し後ろを見ると、今度は補正でやっぱりそれを消しているわけ

です。この辺はどういう事情というか、タイムラグの関係かどうかわからないのですが、こういう廃止というのも余り見た記憶がないのですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらの事業につきましては、国庫事業の対象になるという前提で9月補正をまずとらせていただいたものでございます。指定のほうが大分おくれておまして、3月議会の中で繰越明許の補正をさせていただきました。その後、その事業が不採択というようなことになったものですから、3月31日付で減額と事業の廃止というような形をさせていただいたものでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 具体的な個別の案件をきちんと出していただかないと、なかなか理解に苦しむところなのですけれども、それぞれ事情があるから案件は出せないかもしれない。その辺どうでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 採択見込みということで進めたわけでございますけれども、予算がないと国庫のほうに手が挙げられないと、そういうこともありますので、もちろん不採択の前提ではなく、そういうつもりで頑張ってきたつもりでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） この事業に携わる本人は、この事業をしたいということで手を挙げたわけですね。これが採択にならなかったということは、何かどんな事情があるのだろうというふうに思うのですが、言える範囲で。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらにつきましては、2分の1の国庫補助事業ということで大分充当されるものでございますけれども、ポイント制ということでいろんな条件が積み重ねて採択になるかならないかというようなことで、最終的には総合的な判断の中で不採択となってしまったということで、本当に残念な話でございますが、そういうことでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第 1 2 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第 1 3 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

○日程第 1 4 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 2、承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第 1 4、承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）までの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 4 号から承認第 6 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 2 9 年 3 月 3 1 日付法律第 2 号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について、専決処分させてい

ただいたものでございます。

今回の改正の概要ですが、法律改正、法規定の新設にあわせた改正による規定の整備を行うものです。主な内容として、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、課税方式を選択することも可能であることの明確化、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日付法律第2号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、減額措置に係る軽減判定において、5割軽減については被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、2割軽減では被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を48万円から49万円に引き上げ、減額対象を広げるものです。

次に、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日付法律第2号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要は、地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用されている同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整備を行ったものです。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

日程第12、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 内容の確認というか、あれなのですが、新しく改正される条例のところでは、特定配当等申告書とか、それから特定株式等譲渡所得金額申告書等について、ただし書きというのが追加されております。このただし書きの中には、この規定にかかわらず、その他の事情を勘案して適用しないということが、判定して適用できないという形のを町長が認めるときはこの限りではないという項目があるのですが、この内容をちょっと細かく説明していただけますでしょうか。どうい

う意味なのでしょうか。本来は規定するのだけれども、町長がいろんな事情等があったときに、町長の判断でそれは適用しないことができるという話ですので、町民の方にとってはこれがどのように影響するのかだけご説明いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 質問にお答え申し上げます。

配当割所得や株式譲渡割所得の関係でございますけれども、こちらについては以前も配当割等については申告することによりまして配当控除等が受けられるような形になっておりまして、その関係で確定申告をされる方がおります。その場合に、住民税につきましては同じような形で申告所得を計算するようになりますけれども、今回の改正では住民税について申告をしないことによりまして、所得を扶養の控除の対象になる場合などについて含めないような形になったりとか、あとは保険税の関係で所得に含めないような形ができるというものでございまして、そのただし書きのことにつきましては私のほうも詳しくこの辺調べておきませんでしたので、ちょっと時間をいただいて、確認させていただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 今配当だとかそういうものについて、申告する人と、申告して還付を受ける方と、申告しないでそのままにしておく方がおられて、申告した場合にはその金額が、住民税なり扶養控除等の判定の際にそれが含まれていると。それで、その分申告をされない方と不均衡が生じているというようなことから、そのものが申告してあっても、申告しないものと同じような形で適用して、住民税の課税または扶養控除の判定の所得の金額の中に入れられないようにすることができるというのが町長の判断でできると、そういう意味でしょうか。住民の方にとっては、申告してもしなくても住民税等は課税されないし、扶養控除の判定には入らなくなりますよという、住民にとってはいい話ということで、その確認なのですが、そういうことでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） その手続につきましては、事前に確定申告の前に住民税の申告をすることによって、住民税の申告に反映しないというような形をとるといふふうに考えております。ですから、もし住民税のほうに反映させないという選択肢をとるためには、事前に住民税の申告が必要になってくるということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、事前に住民税の申告をすることですと、例えば確定申告

とか、そういうときに税務署に確定申告をしますと、そのデータが町のほうに来て、町のほうはそれをもとにして賦課するわけですが、その税務署だけに申告するのではなくて、その方はあえて住民税の申告をしなければならないということでしょうか。それをしなければ、従来どおり計算に入れますよということなのではないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） そのように考えております。事前の住民税の申告が必要だということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第13、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第14、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第15 議案第28号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第15、議案第28号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第28号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

玉村町職員共済会の運営につきましては、現在職員の掛金は職員給料の1,000分の4、町の負担金については職員給料の1,000分の2の負担をいただき、玉村町職員の福利厚生事業として健全な運営を行っているところでございます。互助会への公費負担については、以前より全国的に見直

しが行われており、群馬県内の市町村でも同様に見直しが進められております。今回、平成28年度の運営状況がおおむね確定し、近年の状況を考えると、減額することが適切であると判断し、共済会の理事会の了解を得まして、改正のご提案をさせていただくものでございます。

改正内容といたしましては、町負担分を職員給料額の「1,000分の2」から「1,000分の1.8」に改めるものです。負担率を改正することによる町の負担額は、予算ベースでいきますと約19万円減額となります。予算については、人事院勧告等により給与額が変動することもありますので、確定後に補正対応したいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第16 議案第29号 玉村町障害者福祉施設条例及び玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第16、議案第29号 玉村町障害者福祉施設条例及び玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第29号 玉村町障害者福祉施設条例及び玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

玉村町障害者福祉センターたんぼぼにつきましては、現在玉村町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、建物の老朽化に伴い、建てかえを行うことになっております。本案は、事業主体を玉村町社会福祉協議会とし、建物の解体・建築工事を玉村町社会福祉協議会が行えるようにするための改正でございます。

具体的には、現在の建物を行政財産から普通財産へ用途をかえた上で、玉村町社会福祉協議会へ譲与します。それにより、町所有の建物でなくなるため、玉村町障害者福祉施設条例から玉村町障害者福祉センターたんぼぼを削除するものでございます。

また、玉村町学校給食センター設置条例にも玉村町障害者福祉センターに関する条項がございますので、玉村町障害者福祉センターたんぼぼの通所者が引き続き給食の対象者として利用できるよう、あわせて改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 提案説明の中で、現在の建物を行政財産から普通財産にして、その後譲与するということなのですが、その際の譲与契約はいつごろ、どのような形で行われるのか、その辺をちょっと説明していただきたいということと、この条例を見ますと、あくまでも玉村町社会福祉協議会の施設等にだけ語ってあるのですが、今後例えば県の施設ができたり、または民間の施設が、障害者施設ができたときには、それが含まれないことになるのですが、それがもしそういうものができたときには、対応はどのように考えているのかということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、財産のほうの契約のことなのですが、7月1日をもって、玉村町社会福祉協議会のほうへ譲与する予定でございます。内容につきましては、今ある建物につきまして譲与ということと、あと土地についてなのですが、地域活動支援センターのところを除いた部分につきまして無償貸与ということで契約を結ばせていただきまして、事業を進めたいと思います。

それから、2番目の質問ですが、県の施設やほかの施設ができた場合ということなのですが、それにつきましては県の施設もほかの民間の施設につきましても、承認というか、認可につきましては県のほうで行っておりますので、一応情報等を県と確認いたしまして、詳しく対応できたらいいと思っております。大丈夫でしょうか。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 7月1日の契約の予定ということなのですが、土地のほうは無償貸与ということで無償ということなのですが、譲与のものは一応資産の、町の施設ですので、一応価値があるものなのですが、その譲与金額はどのくらいの金額を想定、どのみち壊す話なのですが、とりあえずゼロというわけでもないだろうしというのがあるので、どのくらいの金額で現在の例えば残存価格で評価して、プラス・マイナスもうけなしという形にするのかということをごちゃと教えてください。

それから、先ほど県の施設等については県のほうにということなのですが、そういう意味ではなくて、新たに施設ができたときには、この条文では給食センターの給食は配給できないということになるので、そういうものについてはどのように、今後もしそういうのができたときには改めて条例を改正して対応していくとかという答えかなと思ったのですが、そういう答えがないのですが、そのように思うのですが、いかがなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 行政財産ということなので、確認をしました。実際には、もう壊すために譲与するという形なものですから、ほぼ残存価格ゼロというふうにこちらのほうは考えております。以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 質問につきまして錯綜しまして申しわけございません。

県の施設やほかの施設ができて給食を希望するという場合におきましては、学校教育課の事業の規模等を確認させていただきまして、希望がございましたら条例を改正しまして、皆様に対応できるようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） この問題についてちょっと質問いたします。

給食センターが学校教育との枠を超えて福祉施設に給食を提供すると。これは、全国でもそう数があるものではなく、極めて前進的な例だということで、今回障害者センターのたんぼぼが社会福祉協議会設立になるということに伴い、条例を改正して給食をこのまま継続して提供できるようにすると。極めていいことだと思うのです。

そこで、この給食を提供することになったいきさつや過去の経緯はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思うのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ちょっと私のほう不勉強で申しわけないのですが、お話を聞いたところによりますと、昔やはり障害者の方々の栄養とかにつきまして希望があったということで、皆様のご苦勞によりまして給食を食べるように、できるようになったお話を伺ったぐらいで、ちょっと詳しいことはわからないのですが、後で調べましてご連絡でもよろしゅうございますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 17 議案第 30 号 平成 29 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

○日程第 18 議案第 31 号 平成 29 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 17、議案第 30 号 平成 29 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 18、議案第 31 号 平成 29 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 17、議案第 30 号から日程第 18、議案第 31 号までの 2 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第30号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,188万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億288万9,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では魅力あるコミュニティ助成事業といたしまして、飯倉区の公民館における備品等購入事業が採択となりましたので、これを助成するほか、制度改正に伴う基幹業務総合情報システムの改修に必要な経費を追加するものでございます。

次に、民生費では、税制改正に伴うシステム改修費として、後期高齢者医療特別会計に事務費繰り出しを行うものでございます。

衛生費では、予防接種事業といたしまして、乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の原因となるウイルスの一つであるロタウイルスの予防接種を新たに追加し、その費用の一部を助成することで、子育て支援の拡大を図るものでございます。

土木費では、北部公園の噴水設備のろ過ポンプが故障したため、更新に係る経費の追加でございます。

消防費では、自主防災組織育成事業といたしまして、原森区及び下之宮区の防災用資機材購入事業がコミュニティ助成事業として事業採択となりましたので、これを助成するものでございます。

教育費では、南中学校の金工室エアコンが老朽化により修理不能となったため、更新に係る経費等を追加するものでございます。

以上が主な補正内容でございますが、これらの事業の財源といたしましては、財団法人群馬県市町村振興協会からの助成金及び前年度繰越金を予定しております。

次に、議案第31号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,338万9,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、地方税法の一部を改正する法律による金融・証券税制の見直し及び所得税法の一部を改正する法律による新たな分離課税区分の創設に伴い、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの変更が行われることから、このシステムと連携する町基幹業務システムを改修するための業務委託料を追加させていただくものです。

また、昨年末に後期高齢者医療制度発足時からの電算処理システムの設定に誤りがあることが発見されたことへの対応として、保険料還付金及び還付加算金を追加させていただくものです。

歳入としては、一般会計からの繰入金を75万6,000円、後期高齢者医療広域連合からの償還金及び還付加算金を46万円それぞれ追加させていただき、歳出としては徴収費の電算委託料を

75万6,000円、償還金及び還付加算金を46万円それぞれ追加させていただくものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第17、議案第30号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 5ページ、内訳の、真ん中辺に内訳がございまして、1、総務費雑入、その122万円の説明は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金（総務課）、その下の消防費雑入200万円、コミュニティ助成事業助成金（生活環境安全課）と、こうなっておりますが、「魅力ある」があるのとないがあるので、担当課が別れていると非常にわかりにくいのですけれども、それぞれについてまず内容を説明してください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 説明いたします。

1の魅力あるコミュニティ助成事業助成金につきましては、飯倉の公民館の備品ですね、公民館活動の。その内容についてこちらの事業でやっております。消防費のほうにつきましては防災倉庫と、その防災用の備品です。そちらのほうをコミュニティ助成事業のほうに入れております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） その魅力あるかないかで分けるのではなくて、もうちょっとこの説明の仕方があるのではないかと思うのです。非常に紛らわしいのです。そのことについては考えたことがありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 補助金を出している振興協会のほうのメニューがこうになっておりますので、それに合わせた形で事業のほうを計上いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうであるならば、もとの名前について変えるように要望したらどうですか。こんなわかりにくいのはないですね。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 多分全国的に使っているメニューなものですから、なかなか要望のほうは難しいかと思えますけれども、今度説明するときによりわかりやすいような形で説明させていただきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 10ページの北部公園管理事業、ろ過ポンプを交換するというので、けさ現地を見てまいりました。しばらくとまっているのです。あれ、とまったのを発見したのはいつですか。

それから、けさ北部公園に行きましたらば、相当の数が散歩とかいろいろ池の周りに集まっています、最近池の水が濁ってきて流れていないのだと。もう3日ぐらい流れていないという話で、町に連絡しているのですけれども、ぜひ会議があったら言ってくれということで、けさほど5時半、6時ごろだったのですけれども、この議題とはちょっとずれますけれども、北部公園の管理について、より目配りをしていただきたいと。

それから、11ページの自主防災組織育成事業、内容についてはこの前の全協でお聞きしましたけれども、改めて議会の中でどのようなところでどのような助成を行うのか、説明をいただきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 北部公園の噴水のポンプが壊れまして修繕するわけですが、こちらについては平成16年につくった噴水でございます。それからもう10年以上たっていて、急に壊れましたので、急いで修理する必要があるということになりました。

北部公園は、ご承知のとおり、指定管理者制度ということで、萩原造園土木さんに管理委託をしております。軽微なものについては管理者のほうで修繕していただけるのですが、おおむね20万円以上を超えるような大きなお金がかかったときには、町のほうが負担して修繕をするということの協定になっております。できるだけ早い時期に発注して直したいと考えております。

それから、それ以外の管理の方法についても、また担当者等々と現地をよく見て、検討していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、自主防災組織の育成事業ということで、コミュニティーの補助金の関係でちょっと内容をまた説明させていただきます。

もともと金額のほうが30万円から200万円ということで、10万円単位で補助を受けられるという制度になっておりまして、たまたま今回につきましては原森地区が150万円で、下之宮地区が50万円ということでしたので、2地区を合わせてちょうど200万円上限ということで申請をさせていただいたところ、3年ぶりに許可がおりたということでございます。内容につきましては、申請のとおりののですが、原森地区では防災倉庫とチェーンソー、ポンプ、担架等、こちらのほうとなっております。下之宮地区につきましては物置とリヤカーということでございます。一応その対象となるのが基礎工事を伴わない簡易な倉庫とか収納庫、物置等は対象になりますが、非常食や数回の利用で消費される備品とか消火器など、こちらのほうは対象外というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 北部公園のことについてはよくわかりました。よくしっかり管理をお願いしたいと思います。

それから、自主防災組織のこれは宝くじの補助金だと聞きましたけれども、コミュニティー、要するにこれらのもう各区がこぞって早くもらいたい、早くもらいたいというふうに言っていると思うのですけれども、どのような順番待ちというか、待機状況というのですか、なっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 28年度末の状況でございますが、藤川地区と川井地区、それと上福島地区と角淵地区の各自主防災組織、こちらのほうの申請をいただいております。なかなか毎年申請をさせていただいているのですけれども、予算のほうは限りがありますので、なかなか毎年というわけにはいかないと思うのですが、毎年申請して、ぜひ補助をいただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第31号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第19 議案第32号 指定管理者の指定期間変更について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第19、議案第32号 指定管理者の指定期間変更について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第32号 指定管理者の指定期間変更について、提案理由の説明を申し上げます。

現在玉村町障害福祉センターたんぼぼの管理運営につきましては、玉村町社会福祉協議会を指定管理者としており、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

本案は、玉村町が玉村町社会福祉協議会へ玉村町障害者福祉センターたんぼぼを譲与し、玉村町社会福祉協議会が平成29年7月から解体・建築工事に着手する予定のため、現行の指定管理者の指定

期間を平成29年6月30日までに変更しようとするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 7月1日から町の事業ということで委託される。そういうことで、委託先については従前どおり社協が受けるものだと考えますけれども、これこうなった場合に今度は担当課、健康福祉課での仕事の量がふえるのかな、そんなふうを感じるのですけれども、今までであれば指定管理者、今年度予算3,000万円計上してありますね、のばらを含めて。今度は、業務委託するための事務処理といいますか、事務作業が健康福祉課の担当の方にはその仕事がふえてくるのかな。そのときに今の人事体制で間に合うのか、または臨時職員を採用する予定があるのかとか、その辺の経緯についてお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ありがとうございます。質問にお答えいたします。

たんぽぽのところにつきまして指定管理から委託料ということで振りかえさせていただいて、契約させていただくのですけれども、それにつきましての事務量につきまして煩雑することもあると思うのですが、臨時職員等の人事体制につきましては今までどおりということで行う予定でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 現体制で担当の係には若干仕事量がふえるけれども、頑張ってもらいたいということだと思うのですけれども、頑張ってもらいたいです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第33号 財産の取得について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、議案第33号 財産の取得について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第33号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、庁舎内外で稼働している内部情報システムで使用している業務用情報端末（A4ノート型パソコン）及びソフトウェアを入れかえるものでございます。

5月1日の特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町3-4025にある株式会社両毛システムズ代表取締役社長、秋山力から1,933万2,000円で購入し、内部情報システムの安定稼働及び業務効率を上げ、住民サービスの向上を図るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） これ特命随意契約ということで、ノート型パソコン及びソフトウェアということですが、先日茨城県の境町に行ったときに経費節減の関係の話聞きまして、ノートパソコンは量販店で売っているパソコンを今全部していますと。そうすると、かなりの経費節減ができるという話がありました。このノートパソコンは、どうしてもこのソフトウェアと一体で契約しなければならないのか。ソフトウェアというのは、多分この両毛システムズで今まで入れているのをそのまま継続ということで、これは必要なものだと思うのですが、ノートパソコンは普通のものではできないのでしょうか。そこら辺の検討をいたしましたでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 要は、量販店で買ったほうが安いのではないかという話かと思うのですが、今回この総額が1,933万円、約2,000万円弱なのでありますが、実際に入れ

かえる端末の数は92台になります。この92台、購入で約2,000万円弱かかるということではありませんで、当然本体の費用、それから先ほど来話に出ておりますソフトウェアの購入費、それからこれは情報系端末ということで日々職員が書類作成であったりとか、県あるいは国等からのメール受信であったりとか、そういった関係に使っておりますので、そのための大もとの情報端末のシステムとの設定、そういった作業、そちらも当然必要になってきます。

また、量販店での購入になりますと、どうしても不必要なアプリがもう搭載されている場合であったりとか、あるいは広告がもう既に搭載されているとか、そういった関係もありますので、今回は量販店ではなくて、情報系のシステムを実際に受託しています両毛システムズを購入業者として選定して、さらに先ほど言いましたように、広告等、あるいは不必要なアプリ等が搭載されていない、純粋な本体ということで今回の経費になっています。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） わかりました。そういうことでありましても、パソコンとソフトウェアというのは個別発注というか、ソフトウェアについてはもう随意契約しかないような気もするのですが、パソコンについては見積もりとって、そういうことができるのではないのでしょうか。そういう小さなことから積み重ねて経費の節減をしていくべきだと思うのですが、町長、そこら辺はどのように考えておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 三友議員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、先ほど山口課長からの説明にありましたように、この一般の市販のパソコンと業務で使うパソコンとで、やはり多少違いがあるというふうに認識しております。これに関して私もできるだけ経費削減という面から、購入に関してはいろいろ考えますけれども、なかなかこのパソコンでもいいというような形にならないというのが実情でありまして、価格だけで安いほうがいいというわけにもいかないという面があります。ただ、同じ機能で差し支えないものは極力安いものといいますか、市販のものを購入するような気持ちでおります。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 今聞いたのは市販でなくてもいいのですけれども、ソフトウェアについては特命随意契約で、もう仕方ないのだなと私も納得しますが、このパソコンとソフトウェアを別発注はできないのかということを確認しています。パソコンについて見積もりでも何でもとって、そういう契約にできないのかということを確認しています。

ソフトウェアについては、パソコンこの92台が幾らになるかは、ソフトウェアのお金のほうが多

いのでしょうか、パソコンについてこれをなぜ一括発注にしたのかと、一括契約で一括発注したのかということ。パソコンはパソコンで、それは業務にもしかしてノートパソコン、市販のではだめだということかもしれませんけれども、茨城県の境町では問題なく使えていますというような話を聞いてきました。そういうことでちょっと提言というのではないですけども、これからそういうことにも気をつけてやっていったらどうかということです。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 確かに議員おっしゃるとおりなのかもしれないのですが、今回はソフトウェアとしましてはオフィスと、それからウインドウズ10を入れるということで、その辺が両方が約6万円ほどになります。本体につきましては約9万3,000円、1台当たり。そういう形になっていまして、あとは先ほど92台の入れかえという話をしたのでありますが、実際には総台数が約270台、今稼働しております。そのうちの92台が今回入れかえと。残りの台につきましては、現在使っている端末をそのまま1年か2年使うわけですが、そちらのほうへのソフトウェアの入れかえというものも含まれておりまして、一概に92台について全てのハードからソフト、そういったものを一緒くたにかえるということではないものですから、既に使っているものについて入れかえというものもあるということなので、今回は一括で発注するということに考えました。もちろん先ほど他の自治体もそういった形で使用しているということですので、その辺について情報等を収集して、何せ270台ということで大きな数なものですから、今回は92台ですが、当然来年また100台とか、再来年また100台とか、そういう可能性はありますので、その辺を検討していきたいというふうに考えています。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 今の話の中で、この両毛システムズという会社と随意契約をどのくらいの間されているのでしょうか。長くされていると思うのですが、さらに特命というのがありますから、長い間随意契約をしているのかと思いますけれども、どのくらい長い間契約していますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 今回はハードあるいはソフトの購入という単年度の話になります。ただ、先ほど言いましたように、情報系のシステム、これにつきましては5年というスパンで契約更新をやっていっているかと思えます。いつが始まりだったかというのはちょっと私も定かではないので

すけれども、いずれにしましてもシステムの入替えあるいは保守、保守については1年契約ということになります。大もとがもう既に両毛ということになっていきますので、考えようによっては5年間は変わらずいくという形でよろしいかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 5年ごとに契約してきたということだとは思いますが、もともとの両毛システムズを一番最初に入れた時期がよくわからないということで、随意契約ということは町にとってみれば非常に楽というか、今までずっと同じように契約してきて、更新していくわけがありますので、そちらに頼むのは非常に手間もかからずに楽かとは思いますが、ではその5年ごとにほかの業者ともそういうあい見積もりをとっているのかどうか、そういうことも考えてはありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） もちろん県内の自治体も両毛システムズであったり、あるいはほかの業者を使っているという自治体が当然あるわけなのですが、一番最初にとったかとならないかが非常に分かれ道になるのかなという考えがあります。実際には、そういったシステムによって、ある意味使い勝手であるとか、そういったものも違ってきますので、当然5年ごとにどの業者、どのシステム、そういったものがあるのかどうかという検討は当然するわけですが、使いたシステム、よっぽどの障害というのでしょうか、使い勝手の悪さ等がないと、そのまま引き続きということになっているのが現状かと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 随意契約ですと楽だけれども、価格のなかなか見直しができない。また、相手の言われるがままの価格ということにもなり得るわけで、そういう点も幅広いところから考慮して、検討していただきたい思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 今ちょっと情報が入りまして、平成9年から実際には両毛システムズを導入しているということでございます。

当時は、今から考えれば十七、八年前なわけですが、当然その時点では3社の業者からのプレゼンですね、システムについてのプレゼンテーションを行って、そのうちで最も、言葉はあれですが、優秀と判断した両毛を採用したというふうにご存じます。ですから、先ほどおっしゃ

るように、特命随契でいくということですから、この基幹業務に関するいろんな業務、そういったものは当然特命随契でその業者にいくというケースが大変多いというのは実際そうです。ただ、ほかのシステムもいろいろと入っているわけですが、システムによっては当初の業者を切りかえたという例もありますので、その辺は業者の言いなりになるようなことのないように考慮していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 92台購入するということですが、今まであったパソコンを更新するのは何台ですか。それから、新規に業務が、こういう業務をやるのだというようなことで、そのために新しく導入するのは何台でしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほど総数が約270台という話をしました。ほぼ職員1人が1台を使うという状況になっています。今回は、そのうち8年の使用期間に達したものについて92台を交換するということです。この92台につきましては、当然先ほど言いましたビジネスソフト、そういったものも一括して入れかえるということになります。約270台引く92台、約180台ぐらいですか、そちらのほうは引き続き現在使っている端末をそのまま使っていくわけなのですが、ソフトウェアもいろいろ更新されていきますので、端末は従来どおりのものを使うのですが、ソフトウェアだけの入れかえ、それも今回この約2,000万円弱の経費の中には含まれております。

それから、そもそも町が使っておりますシステムも、今話をしていきます情報系のシステムと、1階のフロアが主に使っていますが、業務系のシステムと2通りあるわけです。業務系につきましては、例えば住民情報であるとか、税情報であるとか、そういったものが主に使われているものでして、そちらのほうは例えば税の制度改正であったりとか、年金制度の改正があったりとか、そういったことで頻りにシステムの改修というのが行われます。今回92台入れる情報系につきましては、今いろいろとIT関係でサイバー攻撃というのですか、そういったことでセキュリティーの強化であるとか、そういったものが時によっては行われますけれども、今回の更新につきましては要は8年というものがたったという端末についての入れかえと、それから先ほど言いましたビジネスソフトが新しくなっていますので、そちらのほうを入れるということで、制度的な変換に伴っての入れかえということではなくて、あくまでも耐用年数を越えたもの、それからソフトの更新、そういったもので入れかえをするということになります。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 素人でよくわからないのですが、このパソコンを一括して買うのと、リースにするのと、検討されたことはありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 正直言って私も素人なので、ちょっと受け売りのところがあるのですけれども、確かにリースというものもあろうかとは思いますが。ただ、セキュリティーの関係であったりとか、あるいは先ほど言いましたように、国、県、あるいは時によっては業者等とのメールのやりとり、そういったものもありますので、なかなかリースというよりは、むしろ購入して、その後の利用について保守点検、そういったものもむしろいつき費用がかかりますけれども、ランニングコストを考えた場合、そのほうが得策ではないかというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成26年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております阿佐美恒治様におかれましては、この7月17日に任期が満了となります。長きにわたり町行政にご尽力をいただき、この場をおかりいたしまして感謝申し上げる次第でございます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上福島1153番地にお住まいの熊谷正氏を選任いたしたくご提案させていただくものでございます。熊谷氏におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、税務課を初め農業委員会事務局などに勤務され、行政経験が豊富で、固定資産税についても精通されており、適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○日程第22 同意第3号 固定資産評価員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、同意第3号 固定資産評価員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第3号 固定資産評価員の選任について、固定資産評価員の選任につきましてご説明申し上げます。

固定資産評価員は、現在前税務課長の萩原正人氏が任命されておりますが、この4月1日付人事異

動の発令により異動しており、本案はその後任といたしまして、新たに4月の人事異動により税務課長に就任しました齋藤修一氏を選任したく、ご提案させていただくものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



- 日程第23 同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第32 同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第33 同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第34 同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命についてか

ら日程第34、同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまでの12議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、同意第4号から日程第34、同意第15号までの12議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまで一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制へ変更となりました。現在の農業委員は、平成29年7月14日で任期満了となり、法律改正後の農業委員12名を任命するに当たり、法第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第4号の下田正人氏は、認定農業者である法人の理事であり、仲間からの信望も厚く、地域の農業振興に貢献している方であります。

同意第5号の小島睦美氏は、認定農業者であり、認定農業者会会長も務め、群馬県農業経営士にも認定されており、住民からの人望も厚く、地域の農業にも精通している方であります。

同意第6号の猪野計二氏は、認定農業者である法人の代表理事であり、人望も厚く、地域の農業に精通している方であります。

同意第7号の川端浩二氏は、認定農業者であり、人望も厚く、地域の農業に精通している方であります。

同意第8号の筑井清氏は、就農以来48年間、農業や地域活動に前向きに取り組んでおり、人望も厚く、地域の農業に精通している方であります。

同意第9号の萩原克弘氏は、長年農協に勤務した後、認定農業者である法人の理事も経験し、地域の農業に精通している方であります。

同意第10号の齋藤清氏は、農事支部長、区長を歴任しており、農業に前向きで、幅広い知識を有している方であります。なお、この方は農業委員会の業務に関して利害関係を有しない者であります。

同意第11号の羽鳥誠氏は、認定農業者である法人の理事であり、地域の農業に精通している方であります。

同意第12号の松浦好一氏は、現在農業委員であり、また農協の理事、認定農業者である法人の理事であり、町の農業政策や地域の農業に精通している方であります。

同意第13号の金田邦夫氏は、玉村町役場を退職後、認定農業者である法人の理事に就任し、町の農業政策や農業に精通している方であります。

同意第14号の武士千雅子氏は、現在農業委員であり、また認定農業者である法人の理事であり、町の農業政策や地域の農業に精通している方であります。

同意第15号の峯岸恵美子氏は、長年農協に勤務した後、農協の玉村地区女性部役員も務め、地域の農業に精通している方であります。

以上の12名につきまして、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で12議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第23、同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第24、同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第25、同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第26、同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第27、同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第28、同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第29、同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第30、同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第31、同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32、同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第33、同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第34、同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○日程第35 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○日程第36 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第35、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第36、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第35、意見第1号から日程第36、意見第2号までの2議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第1号及び意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただきました根岸國雄氏におかれましては、平成20年10月1日より3期にわたりご活躍をいただいております。本年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍いただきたく推薦するものでございます。

続きまして、意見第2号で推薦させていただきました矢島初美氏におかれましては、平成26年10月1日からご活躍をいただいております。本年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、引き続きご活躍いただきたく推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第35、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

日程第36、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。それでは、11時40分に再開いたします。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第37 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第37、一般質問を行います。

今定例会には11名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成29年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 10月より実施されるタクシー券配布とたまりんの運行について 2. 学区（小学校）の通学路における防犯カメラの設置状況について 3. 新橋建設促進化事業について 	笠 原 則 孝
2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町道220号線の安全対策についてどのように考えているか 2. 玉村町の健康体操にストレッチトレーニングを追加する計画は有るか 3. 病院ミニ講座の案内について把握しているか 4. 景観条例制定に向けての進捗を問う 	月 田 均
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「玉村町版生涯活躍のまち」の具体的イメージを問う 2. 発達障がいをもった子どもに対する対応を問う 3. 教職員の多忙化解消策について問う 	石 川 眞 男
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域共生社会の今後の町の取り組みを問う 2. 地方創生及びまち・ひと・しごと創生について問う 3. 農業用水路の整備と安全管理について問う 	渡 邊 俊 彦
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納税について問う 2. 文化センター周辺まちづくり事業について問う 3. 人口減少対策への取り組みについて問う 	浅 見 武 志
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の課題と対応を聞く 2. 水道事業について聞く 3. 財政健全化の工程は 4. 生涯活躍のまち構想とは 5. フェリーチェ国際小学校に対する期待と認識を聞く 	柳 沢 浩 一

順序	質 問 事 項	質 問 者
7	1. 地域力を発揮する住民主役のまちづくりから 2. グラウンドゴルフ人口が増え、健康志向が進んでいる。各地区のゴルフ場整備状況は 3. 給食費の全額無料化への取り組みはあるのか	備前島 久仁子
8	1. はつらつ玉村21（第2次）計画の目標値達成の手法を問う 2. 安心安全パトロールの廃止について	三 友 美恵子
9	1. 公共交通網整備計画の早期策定を 2. 生涯学習の場の確保を 3. 国民健康保険制度の変更について	宇津木 治 宣
10	1. 町民からの通報の充実をはかれ 2. 藤岡大胡線の事業の推進をはかれ	石 内 國 雄
11	1. 教育体制・教育内容等の充実を図れ	町 田 宗 宏

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、どうも皆さん、長らくお待たせしまして済みませんでした。それでは、一般質問をやりたいと思います。

傍聴者の皆さん、きょうはお忙しい中辛抱強く聞いてくれて、ありがとうございます。世間ではいろいろイギリスのほうが何かテロで大変なことになってしまったけれども、日本もオリンピックなんかやるので、やはり他人事ではないと思いますので、その辺は皆さんもイギリスの人たちに、ロンドンの場合は何かイギリスの住民よりも観光客のほうが多かったようなのですが、日本も来ないように祈っていることです。

そうしまして、玉村名物の田園花火が7月15日土曜日、そしてふるさとまつりが昔の祇園と同じ22、23日と続きます。6月に入り、いよいよきょうあたりが何か6、6で梅雨の目安の日らしいです。季節になったそうです。玉村町も芝根、上陽と合併しまして、昭和33年ごろに合併しまして、新生玉村町が誕生して、ことしでちょうど60周年を迎えることができまして、そのお祝いを8月1日火曜日に盛大に行う予定らしいです。

さて、議会のことですが、玉村町の議員の定数が16名でございます。そのうちの約3分の1が議

長経験者で、他の町村と比べてみても数少ないようです。本来議長を経験したのなら、その知識を生かして、経験も生かして、幅広く活躍できる場所へ挑戦してみたらどうかと思う時代です。議員もまた過疎地の議会と同じように高齢化しつつあります。そして、町の執行側も町長は以前は前橋市だったし、副町長は伊勢崎市です。町の三役の一人の教育長だけが唯一玉村町の住民だということです。こんなことは新生玉村町が始まって以来、60年以上たちますけれども、めったになかったことではないでしょうか。そういうように思いますが、それでもこれが広域化でよろしいのですか。

それでは、議席番号4番笠原則孝が一般質問を行います。質問1、10月より実施されるタクシー券配布とたまりんの運行について。この辺は、大分たまりんがあれでタクシー券を出すといったら、なくなってしまうのではないかとということもありましたので、一般質問させていただきます。

75歳以上の高齢者及び65歳以上の人にタクシー料金の一部を補助するが、たまりんの運行はどのようになるのか伺いたい。現在永井運輸との契約が1台600万円で掛ける4台、そうしますと2,400万円の補助をしております。町民の足を確保しているが、今後はこれが720万円のタクシー券を配るとなると上乗せになるから、恐らくは変わっていくのではないかと思います。その辺を伺いたい。

質問第2、学校区、主に小学校の通学路における防犯カメラの設置の状況についてですが、新たに通学路を中心として15カ所の防犯カメラを設置するようですが、運用設置場所等は適切な場所か。予算を849万円つけたようですが、また防災・防犯との関連性も考慮したいと思うが、町としてはどのようにしたいというのか、伺います。

質問3、新橋建設促進化について。以前もこの新橋の質問をしましたが、いまだに調査委員会ができていないようです。452万円の予算でどこまでの研究調査を行う予定があるのか、伺いたいことであります。

そして、質問3、幅25メートル、長さ300メートル、恐らく7,500平米、計画上に2軒ほど物件があるが、地主及び権利者等に話してあつての調査なのか、その辺を伺いたいと思います。

それでは、席に戻って第2の質問をいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 笠原議員の10月より実施されるタクシー券配布とたまりんの運行についてのご質問にお答えいたします。

まず、当町の公共交通全体のあり方についてでございます。主に路線バスが町外への移動手段であり、町内での移動手段としてはたまりんを運行しておりますが、そのいずれにも場所的、時間的に合わない場合、現状においてタクシーを利用いただいているものと考えております。しかし、ご存じのように、たまりんについては年々利用者が減少を続けているため、現在再編成案を練っているところでございますが、利用者の立場からすれば、先ほど申し上げました路線バス、たまりん、タクシ

一がそれぞれ効率的に運行され、スムーズな乗り継ぎができることが一番重要であります。路線バスやたまりんはバス停方式であるため、バス停まで行くことが困難な方や不便と思われる方には利用していただけませんし、バス停まで行ける方でも運行本数が少ないと待ち時間が多くなり、これもご利用いただけない原因となっています。

そこで、路線バス、たまりん、タクシー券を上手に組み合わせて利用していただけるような仕組みを現在検討中でございます。いずれにしても、既にたまりんを利用いただいている方に加え、これから利用したいと思っている方にも使いやすい運行形態となるよう、検討を重ねてまいります。

続きまして、学校区（小学校）の通学路における防犯カメラの設置状況についてのご質問にお答えします。昨年度中に児童の通学路上で防犯カメラの設置を希望する大まかな場所を各小学校区で選定していただいております。現在どの電柱に設置するか、あるいはカメラに映す範囲はどの向きが適当かなどを検討中でございます。また、この15台の内訳につきましては、玉村小学校区に3台、上陽小学校区に3台、芝根小学校区に2台、中央小学校区に3台、南小学校区に2台の小学校区に計13台と、県立女子大周辺に2台の設置を計画しております。女子大周辺へは、女子大事務局へ2カ所の選定を依頼し、具体的な場所も検証済みです。

また、防犯カメラの運用方法につきましては、過去の一般質問の際にもお答えいたしました。警察から捜査関係事項照会書の提示を受けた場合のみ情報提供しており、刑法犯の認知があった場合や交通事故発生時の状況把握などに役立てていただいております。町といたしましては、犯罪等の検挙へ協力することに加え、その発生を抑えることが最大の目的ですので、設置場所へ看板を設置したり、カメラ設置の広報を行ったりするなど、啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、新橋建設促進化事業についてお答えいたします。新橋建設促進化に係る調査につきましては、本年度は調査委員会の立ち上げではなく、新橋建設における費用対効果の分析調査であり、この分析調査業務の費用としまして452万円を計上しております。業務の内容としましては、将来交通量の推計を行い、新橋建設による渋滞緩和や走行時間の短縮、走行経費の減少、そのほか貨幣換算できない効果などを分析し、費用対効果を算出するもので、この調査結果を新橋整備の必要性の検討資料とし、玉村町及び前橋市、高崎市で構成している県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会が毎年度群馬県に対して行っている新橋建設の要望活動の際の説明資料として活用していきたいと考えております。

また、年明けには住民の方を対象とした新橋建設に関する講演会を予定しておりますので、このような取り組みを行っていくことで行政及び住民の新橋建設に対する思いを共有化し、新橋建設の早期実現を推進していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、今度は自席にて質問いたします。

一応このタクシー券の配布なのですが、対象とする人は75歳の高齢者あるいは65歳以上、そして免許返納者ということで、金額的には720万円を計上しております。これを何名ぐらいに配布したいのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） ちょっと済みません、お待ちください。済みません。一応利用見込みのほうは600名を予定してまして、半年間で24回ということで、500円を掛けまして720万円という予定でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その600名というのに、私は先ほど言いましたけれども、一応重要に思っている年齢の対象、それがどの辺でしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） やはり交通弱者ということで、交通手段、自家用車等がない方ということですので、75歳以上の方を対象にしているわけなのですが、その中で現在たまり人も利用している方、こちらの方もタクシー券を利用していただけるのではないかと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そちらのほうの申し込みというのは、この10月から受け付けてくれるわけですか、役場かどこかで。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 受け付けは、一応8月ごろを予定してまして、受け付け終了後、券をお配りして、10月1日からは使えるようにさせていただきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そして、今ただいま聞いたところ600名、そうすると600名で打ち切りということになってしまうような感じなのですが、その辺は前の説明を見ますと月500円の券を1回1,000円分くれると、それを月2回と、病院に行くのにそれだけあればいいだろうというような説明があったと思うのですが、その辺はどうなのですか。何しろどっちかというのと、今のたまりんの運行状態を見ますと、直行便あたりは玉村町を出ると、調べた結果、高崎市へ行く便がずっと走って行って、道の駅へ寄るのかな。そして、それから昭和病院へ寄って、そして今度はアピタへ寄っ

て、それから今度は黒沢病院へ寄っていくようなコースなのですが、何しろ玉村町を出てしまうと、何か100円アップで200円になると。伊勢崎市のコースも、そちらのほうは大分いるのですが、何しろそちらのほうは定期バスに比べると相当安いと。バスだというと相当金額がいくらしいですね、乗ると。それなので、利用が多いのだけれども、ほかの南部線とっている南コースですか、南コースなんていうのは乗ったら、運行して行って2人しかいなかったとか、そんなことも聞いているのですけれども、その辺をどうに組み合わせるかは、ちょっとこれから町のあれだと思うのですが、何せ今補助金だけでも言ったとおり、1台600万円、2,400万円出ているわけです。そして、ましてやこここのところでまた、確かにそれはあれですけれども、足として720万円を乗せると。何かを上げたら何かを削らなくてはならないと思うのですが、その辺の見解をちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 議員さんおっしゃるとおり、経費の節減等が叫ばれている中、単にタクシー券の720万円がふえたとなるとなかなか厳しい状況でございます。その中で、10月からの半年間、一応試行ということで調査して、その結果を踏まえて、たまりんのほうの再編、こちらのほうに生かしていければなというふうに思っております。なかなか再編のほうもそう簡単にはちょっといかないように思っておりますので、皆さんが納得できるような、そういう案ができればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今現在4台で動いていて、それが何台か削られるとなると、またその辺の再編を考えなくてはならない。

それと、あとこのタクシー券がどこまで使われていくか。この需要がそんなにいかなかったか、あるいはこの倍以上出てしまうか。それは、これからの10月からの試行で半年間運行してみればわかると思うのです。ただ、心配するのは、ここで削ってしまった場合、非常に大変なことが起きるのではないかと。何しろ今団塊の世代が現在町内には昭和20年生まれから24年生まれかな、この辺の頂点の人が男女合わせてやっぱりその年度内に600人ずつ平均いまして、1,800人いるらしいのです。この人間があと8年たつと、ほとんど高齢者。そのときの足の確保、そういうこともよく考慮しながらちょっとやって。そうでなくても、最近、ちょっと今のところは下火になったのですけれども、高齢者の交通事故が大分ふえて、起きるのがただの物損だけで済めばいいけれども、何だか知らないけれども、高齢者の事故というのが物損ではなく、人をみんなちょっとあやめてしまうような事故になってしまうので、その辺のこともまた考慮すると、相当にまた編成も難しくなってくるのではないかと。ましてオリンピック後には、またいろんなことがあるし。そんなわけなので、その辺の

編成のほう、うまくしていただきたいと。

ただ、一番心配するのは、タクシー券をくれるよとなったら、先ほども言ったのですけれども、一般の知らない人は、たまりんを廃止してしまうのかと、こう言われているので、その辺が一番、ではどうするかと。そうだな、タクシー券をくれればたまりんは要らないのだろうと。そんなことを言うと。それと、あとちょっと近くで調べてみましたら、運用の仕方なのですが、安中市においては午後が何かデマンド方式を使っているらしいのです。その辺のまた考慮も、ただ午前中だけでなく、午前中は余り出ないのだけれども、午後になるとちょっと買い物に出るので、その辺のとか医者に行くと。その辺で運用して、結構うまく、あそこは玉村町と、玉村町ははっきり言って6キロとか7キロぐらいしかない狭いところですけども、安中にしてみると、合併しまして、本当にそれは長野の県境の碓氷峠の下までいっていますから。この辺の運行で非常に苦労していると思うのですが。そんなものをいろいろアイデアを取り入れて、町民の足が本当に確保できて、そうでなくても玉村町には駅がないのです。駅という名前は、道の駅ができたのだけれども、これはもう車がなければ動かない駅なので、その辺をひとつ老人の足確保、どっちかという足でもって皆が苦労しないようにしていただきたいと。

ただ、うまくこの間も話をしたのだけれども、高崎市とよく連携をとって、この354を何とか伊勢崎市ぐらいまで通る定期バスができないかなと、30分に1回ぐらい通っている。その辺もひとつ、いろんな面で広域化で話をしていただきたい。そうすると、大分今度高崎市へ行く便が何本かほかへ振り回せますので、その辺よろしく願いいたします。

そして、次にいいですか、第2質問に移りまして、時間もお昼になってしまったので、できれば早速に行きたいと思います。第2の質問です。学校区の防犯カメラ、千葉県で起こった事件では大変役に立ちました。恐らくこれは捕まらないのではないかなと思ったのですね、早急には。そうしたところ、何と捕まえてみたら保護者会の会長だったと。非常にちょっと何だ、これはというような。警察が悪いことをしながら業務をやっているようなものなのです。そんなような状態になってしまったと。驚いていた。驚いたやさきに、また今度は我が県で、前橋市ですよ、これが5月17日、防犯という腕章をつけた人が、いつも道端で子供たちの通学を見守っているわけです。その人が、何か腕章を悪用して、子供の体をさわってしまったと。そういうことで、お子さんがうちへ帰って、父兄に言って、そうしたらその人が捕まったようですけれども、何だか知らないけれども、最近非常にこの子供に対する悪さが多いように感じるのです。

やっぱりいろいろ見てみると、昔だったらば、全部近所の子供の顔がみんなわかったわけなのです。ところが、だんだん、だんだんこういうふうになりてくると、どこのうちの子だか何だかわからなくて、それぞれ皆が見て見ぬふりみたいになってしまうのです。そんなところで私も歩いているのですけれども、本当に高校生でも、中学までは元気よくおはようございますと言うのだけれども、高校生になると思春期が非常に増してしまって、挨拶するのが恥ずかしくなってしまうのだから知

らないけれども、こちらから声をかけてもしないような人がいるのだね。やはりその辺も防犯の関係で役に立つ。確かにそれは防犯カメラもつけなくてはならない。本来、こんな防犯カメラなんか要らないのですよ、昔の社会なら。それが、防犯カメラをつけなければ、もう生活できないような状況になってしまったと。これはどうなっているのだ、この世の中と。はっきり言って、私もそう思いますよ。だけれども、現状がもう現状ですから、それに対処するにはつけなくてはならない。

そんな中で、玉村町も大分予算をとってくれてつきました。ですから、その辺を考慮して、やはり道端で待っているからこのところは防犯カメラ、父兄が出たり、シルバーの人たちが出てくるから要らないのではないかとではなく、やっていた人が悪いのだったという、とんでもないことが起きているので、その辺の先ほども聞いたのですけれども、いろいろ父兄の方等見ながら回っているということなので、できればやはりここにありますよというのができて、非常にこのまま防犯カメラが犯人検挙にスピーディーに活躍しているわけです。ですから、第2の犯罪が起きないというようなことで活躍しているので、玉村町もその辺をもう一遍よく考えて、先ほどの答弁ではなく、また違う面でいいアイデアがあったらお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 議員さんがおっしゃるとおり、今いろいろ事件が起きて、そちらのほうの関係で防犯カメラ、これが随分重要になっております。

本来であれば、防犯カメラは必要ないというお話もありましたように、そのとおりでと思うのですが、今回15台を予定させていただきました。今までに平成25年から設置をさせていただきました、25年に岩倉橋の北側に1台、26年に県立女子大周辺に1台、27年に五料橋、伊勢玉大橋、玉村大橋、福島橋のそれぞれのたもと近くに設置させていただきました。28年度に高崎玉村のインターチェンジですか、スマートインター、それと上新田のセーブオンのところ、それと玉村郵便局、7丁目の四つ角のところ。それと、三和食堂の交差点ということで、全部で28年度までに10台設置させていただきました。当初のほうは余り性能のほうがよくなくて、33万画素というのですか、そちらだったのですが、去年から28年度は300万画素ということで、かなり鮮明に映って、夜もある程度映るカメラを設置させていただきました、警察のほうも捜査に必要ということで、月に一遍程度依頼がありまして、それで見いただいています。その中で画像のほうはかなりよくなっているというお話をいただいていますので、今後ともそちらのほう役立てられればなと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） よく見ますと、やはり通学路の延長線でちょっと誘拐されたり、何かされてしまっているの、朝は皆さん通勤通学で車が多いのですけれども、午後のみんな子供たちが帰宅す

る3時ごろ、このころが一番やっぱり目が届かないと。それで、玉村町もそうですけれども、伊勢崎市もよく私伊勢崎市のほうへ買い物へ行くのですけれども、シルバーの方が本当に線路の端だとか、ちょっと人影が来て見えないところとかやっている。ただ、通学路に行くときは旗振りの人のところにいる、はっきり言って余り効果はないのではないですか、あれみんなから見えるから。旗振りのところは車が通るから。やはり角の曲がったところのわからないところ、そういうところを重点的にやはり取り組んでもらうか何とかしてもらわないと、そういうところでみんな起きているようなので、その辺のひとつまた考慮して、父兄の方々と話をしながらやってください。

予算のほうは、これ毎年毎年ふやしてください、正直な話。もう人が信用できなくなってしまった時代になったので、信用するのは何だといったら、人ではなく機械だと。こんな時代になりたくないのですけれども、事実そうになっています。そんな中で大変なことなのですが、お金もかかることだけれども、やはり人があつての自治体ですから、その辺をよく考えて、予算取りもしてもらって、玉村町は本当に安心安全だと、防犯カメラが猫の目のようについているのだというぐらいの町に持って行って、犯罪は絶対起こさないぞというぐらいになっていただければ、人口もふえるのではないかと。来年度からは、正直な話、百何棟、また販売しなくてはならないので、その辺のアピールもしなくてはならないので、ひとつよろしくお願いします。

時間も大分、今12時10分を回ったので、大分あれで、はしょっていきます。次に、質問3の新橋建設の促進化事業についてです。以前も質問したのです。今町長からの答弁を聞きましたら、まずあれはやらないと、調査すると、費用対効果をする。これ私が去年あたりしたのかな、一般質問を。ちょうど新橋のかかるころ。正直な話、何をちょっと県のほうは戸惑っているのだから何だかわからない。玉村町ばかりそんなに橋をかけるわけにいかないのだなんて知事は言っているらしいのだけれども、よく考えてみたら、玉村町の橋と言っても、あそこは人口が本当に群馬県の半分、鶴舞う形の半分はここに集中しているわけなのです。たしか今度できる日赤も、あと恐らく2年半ぐらいではないですか、でき上がるのが。その辺にできれば、もう2年半では橋はかからないから、少なくともそれからおくれて何年かの10年以内にはどうしてもつくるように予算取りだけでも、正直な話、人の名前を言っただけだけれども、県会議員の方に頑張ってもらって、本当に設計の予算取りだけでもしてもらいたいのです。そうすればそのままいきますから。それをしないと、いつになつたってぐじゅぐじゅやっていて、議員のほうでああではない、こうではないと集まっても、全然前に進まないというような状態なので、できれば我々がこれで大体70歳以上の人が何とか橋を渡れるようにしていただきたいと、私は常々思っているのですけれども、町長はいかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 新橋にかける思いは皆さん同じだと思うのですけれども、なかなかこれまで、先ほどお話ししましたように、毎年県に陳情には行っておるわけでありましてけれども、やはり必要性

という点でなかなか我々もデータを持っていないということでもあります。ただ、あそこは前橋市の先ほどの議員がお話しになりました日赤病院、それから前橋市南部の商業施設、そして玉村町の広幹道、これを結ぶところとして非常に重要な位置であり、経済効果も高いというふうに皆さん思われているわけですが、客観的にそれを推定するようなデータがなかなか乏しいということでもあります。

今回これを調査することによりまして、より客観的なデータをもとに県あるいは国等をお願いしに行きたいというふうに思っておりますけれども、議員がおっしゃるように、県が動いていただかないとなかなか実現ができないという実情もあります。ただ、どうしても地元がこの道路にかけるやはり熱意というのを示さないと、県もなかなか動いてくれないと私も感覚的に思っておりますので、今回このような予算でまず調査をして、そして地元の説明会等をして、この橋にかけるいろいろな影響、あるいは効果を検証して、運動を高めていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうですね。町長がそう思ってくれたのなら大分早くなるのではないかと期待しています。何しろ橋がかからないと、どうしても発展。仙台が何であんなに発達したかということは、やはり広瀬川に大分橋をかけたからあれだけ発達して、杜の都となったわけなのです。東北の雄として。

それで、きょうの新聞を見ますと、橋とはちょっと関係ないのですが、インターチェンジが今度は民間でどこでも申請すればできるのだよと、自治体のほうと。というのが載ってましたね。そうしますと、やはりインターチェンジが乗るということは、高速に近い道をつくるということなのです。そうすると、今度は高速道路のインターが前橋市の南部にある。それで、こちらには関越にあって、それを結んでしまうということになると、やはりこの辺と今度高崎市がコンベンションセンターをつくと。これも初めのうちは随分批判されたけれども、これは県が大分知事が押してしまっ、高崎市の市長と一緒に相当の金額をかけてコンベンションセンターをつくるわけだ。そうすると、その道にもこれで行けるわけです。そういうのをアピールして、ぜひそうして玉村町を通れば、その延長線である町の道の駅玉村宿も大分盛ってくるのではないかと思います。そして、私が先ほど言った小川村のおやきが7億円売るのですよ。ぜひ道の駅も頑張って、そのぐらいやってくれるよう。やはりそれには橋をかけて人口を呼び込むということでやっていただきたいと思います。

時間ももう12時15分になりましたので、この辺で打ち切りたいと思いますが、以上、ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時13分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、1番月田 均議員の発言を許します。

〔1番 月田 均君登壇〕

◇1番（月田 均君） 議席番号1番月田 均です。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

先月は、風薫る5月を期待しましたが、大変暑い日が続きました。6月はどのようになるのでしょうか。関東の梅雨入り、過去66年間の平均を見ますと6月8日、一昨年は6月3日、昨年は6月5日、近年早まり傾向ということで、きょう、あすにも梅雨入りになるのかなと考えています。梅雨になりますとうとう暑い日が続くことになりますけれども、梅雨に入り雨が降らなければ傘が売れない。傘屋は商売にならない。農家の人は田植えができない。まさに稼ぎ時です。傘屋さんや農家の人に負けないように一生懸命一般質問を行います。

今回は、質問は4項目、町道220号の安全対策、町の健康対策、病院ミニ講座、景観条例についてです。

まず、第1の質問、町道220号線の安全対策について。町道220号線、この道路は広幹道の下之宮の信号から南に進み、旧354号までの約2キロほどの道路です。現在工事中で、完成は平成30年3月予定と聞いていますが、この道路が完成すると交通量が増加し、また車のスピードも増加します。信号機設置の計画はないそうです。交通事故の発生が心配されます。町としてどのような安全対策を考えていますか。

続いて、第2の質問、玉村町の健康体操について。玉村町の各地で体力増強のため筋力トレーニングが行われ、効果を出しています。ところで、筋力トレーニングとともにストレッチングトレーニングも非常に有効だと思います。現在町にくるくるのびのびストレッチングという体操があり、一部実施されているようですが、そのストレッチ体操を玉村町の健康体操の中に標準として組み込む計画はありますか。

続いて、第3の質問、病院ミニ講座について。町内の医療機関から病院ミニ講座の案内が私に送られてきました。他の議員の方にも送られてきているようです。町は、この病院ミニ講座についてどのように把握していますか。いつからどのような人に送られてきているかなどをお聞きします。

最後の質問、第4の質問、景観条例の進捗について。景観条例制定に向け動き出していると思います。平成28年度は500万円、29年度は418万円が景観まちづくり事業業務委託費として予算計上されています。28年度の実績、29年度の計画、また最新の動きについてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田議員のご質問にお答えします。

町道220号線の安全対策についてお答えいたします。町道220号線完成後は、優先道路が東西から南北へ入れかわることになりますが、従前どおりに走行してしまった車両が交通事故後を起こすことが懸念されるため、優先道路が入れかわるまでの間、先に4方向とも一時停止とすることになりました。また、信号機の設置については、現状の交通量では警察から設置しないとの回答をいただきました。しかし、今後交通量の増加が見込まれるので、状況を確認しながら町と地元区長と協議した上、信号機設置申請を検討していきたいと考えております。

また、220号線と箱石の貫前神社がある交差点では、ほぼ毎朝地域のボランティアの方が通学児童の安全な横断のために交通指導をしていただいております。この場をおかりして感謝を申し上げますとともに、町としては同交差点に児童が持って横断する横断中の旗を設置してございます。加えて同交差点の周囲に通学路注意などの看板を設置することで、車両の通過速度を抑制する対策も行っております。このような対策を組み合わせることで、可能な限り交通事故の抑止を図ってまいりたいと考えております。

次に、玉村町の健康体操にストレッチトレーニングを追加する計画はあるかについてお答えいたします。議員ご質問の健康体操とは、現在町内41カ所で行われている筋力トレーニングのことと思われませんが、この筋トレにつきましては3月の定例会でもお答えしたとおり、日常生活動作に着目し、筋力の向上が見込まれるため推進しているものでございます。ストレッチトレーニングの一般的な目的、効果としては、体の柔軟性や血液循環の向上、けがの予防、リハビリテーションなどが挙げられております。現在町では依頼のあった地区において開催している元気あっぷ講座の一つのメニューとして、理学療法士の資格を持った職員が地区へ伺ってストレッチングの訪問指導を行っております。

このストレッチングにつきましては、参加者が親しみやすい音楽に合わせ、効果的にストレッチが行えるよう、職員が独自に考案したものであり、参加者の皆さんから大変好評を得ております。議員のおっしゃるとおり、筋トレとストレッチングがともに行われることは、町民の健康維持に有効かと思っておりますので、今後どのような形で推進していけるかを引き続き研究してまいりたいと考えております。

病院ミニ講座の案内について把握しているかについてお答えいたします。ご質問の病院ミニ講座につきましては、角田病院の地域健康講座の一環として、昨年7月より病院内で始めた講座とのことでございます。最初は、町内の介護事業所、診療所、歯科診療所、調剤薬局を対象に連絡をしていたようですが、もっと地域福祉に関係する方々へも周知したいとの意向があり、本年5月ごろから情報提供ということで、区長、民生委員児童委員、議会議員の方々へも連絡を始めたと聞いています。また、連絡先の各団体名簿の情報におきましては、総務課より公開用で公表されている名簿を使用しているとのことでございます。これらの取り組みは、町としても地域の健康増進、介護予防などに役立つも

のと考えております。

次に、景観条例制定に向けての進捗を問うについてお答えします。第5次玉村町総合計画の将来像である県央の未来を紡ぐ玉村町の実現に向け、景観面からまちづくりを行うため、28年度と29年度の2カ年で玉村町景観計画の策定作業を進めているところでございます。28年度は、主に景観に関する調査を行い、関連する法令や町内の建築物の状況など基本的事項の整理と、住民の考え方や意向を把握するために住民アンケートを実施しました。また、第1回目の庁内会議と景観計画策定委員会を開催し、景観計画における基本目標について協議を行いました。

本年度につきましては、引き続き庁内会議と景観計画策定委員会で景観区域の設定や規制などについて協議を行うとともに、住民ワークショップなども開催して景観計画を策定する予定でございまして、条例についても景観計画と同時に制定する予定であります。また、最新の動きといたしましては、6月下旬に庁内会議を、7月上旬に第2回策定委員会を開催する予定であります。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） それでは、自席から質問をさせていただきます。

町道220号の安全対策ということで、信号機に関してはいろいろこれから検討していくという話になっているということがわかりましたけれども、信号機を取りつける基準というのはどういったものがあるのですか、台数とかそういったものがあると思うのですが、その辺生活環境安全課長にお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

まず、交通量、こちらのほうの基準がございまして、そちらのほうの車の交通量と、あと隣の信号との距離、こちらのほうの基準があるというふうに聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 具体的な数字はどういうものですか、基準の。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 済みません。具体的な数字はちょっと手持ちでないので、後でお答えさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 私もそれは全くわからないのですけれども、箱石の貫前神社のところの交差

点にどのくらい車が走っているかということで、きのうの7時から8時40分ぐらいまで測定してみました。交通量が多いのは、7時半から8時半ぐらいなのです。その中で1時間どのくらい走っているかという、南北が257台、東西が191台、合わせて448台ということで、これもわかりにくいのですが、交差点に四方から8秒に1台ぐらい車が入ってくるということなのです。実際どうかというと、交差点に立ってみると、車が行ったなと思って四方を見ると、やっぱり遠くのほうに車が必ず来ているというのが、今の貫前神社のところの交差点の状況だと思うのですが、これ私を感じるのですが、絶対になければいけないというものでもないですし、ないと危ないのではないかなという、そういうぎりぎりの範囲ではないかなと思います。その辺の数もまた皆さん調べていただいて、警察と交渉とか話し合うときに使っていただければなと思っています。

ちなみに、今広幹道がどのくらい流れているかということで、きのうの5時間半ぐらい、一番交通量の多いときにちょっと見たのですけれども、これが1時間当たり2,000台です。だから、2,000台、24時間だと4万8,000台で、その半分だと2万4,000台、大体広幹道は2万4,000台ぐらい流れているというのが実情かなと思うのですが、それに比べると交通量少ないかもしれないですが、やはりあそこは小学生の通学路にもなっていますので、道路が開通した後、危険度を見て対策をしていただきたいなと思います。

ところで、玉村町で斉田上之手線というのと旧滝川道路の町道の交差点がもう1年から2年ぐらい前ですが、開通して、非常に事故が多かったという話を聞いているのですが、町はあの辺の事故の状態についてどのように把握しているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 斉田上之手線と旧滝川通りのところ、こちらのほうも前は旧滝のほうが優先ということだったと思います。新しい道路が南北にできたということで、逆方向になったということで、事故が多かったということを知っています。私のほうで知っている限りでは、1カ月の間に10件ほどあったという話を聞いています。中には、車がちょっと横転したという事故もあったようで、その後警察とかうちのほうで対応したということなのですが、一時停止の強調標示というのがございますので、そちらのほうの強調標示をさせていただいたのと、一時停止板の板があるので、その大きい版というのがあつたらしいので、そちらのほうを設置させていただいたということと、あとハンプというのですか、道路によってちょっとがたがたになっているところがありますね。そちらのほうを両方向に旧滝のほうに設置させていただいたということと、あと警察官の方が可能な限り交通整理を実施していただいたということで、その後はかなり、あと周知のほうができたということがあろうかと思うのですけれども、事故のほうは減っているというふう聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そういったことをやはり下之宮とか箱石の道路のところには設置していただきたいと思います。

私感じるのですけれども、1つは交差点にある電柱が結構邪魔ですね、見るときに。電柱だとか、あと看板があると、車が出るときに見にくいということで、あとは一般住宅の植え込み、どうしても木が大きくなりますと見にくくなるということで、そういったものも町として注意を払っていただきたいと思います。非常に田舎なところで突然車がふえているので、交通事故の危険性が高いので、その辺もまちのほうは慎重に見ていただきたいと思います。

続いて、玉村町の健康体操というか、ストレッチのことなのですけれども、実はこちらのほうも下之宮の長寿会でストレッチのほう、町の職員の方に来ていただいてやってもらったのですけれども、やった結果、非常に評判がよかったのです。おもしろいのが、いやあ、すごくいいねという話が80前後の女性の方なのですけれども、そういう方から出たり、何か身長がでかくなったのではないかと言った人もいたので、80代の女性の身長が2センチも3センチも伸びれば大変なことだなと私は思ったのですけれども、ではどういう体操かということなのです。皆さんご存じの方もいるのですが、私がちょっと教わってきたので、ちょっとここでやってみたいと思います。こういう体操なのですけれども、ちょっと脱ぎます。何がよかったかという、先ほど話がありましたように、音楽が非常にいいのです。NHKの朝ドラで「てっぱん」という音楽があったのですが、あの音楽がちょうどリズムが合うのです。そのリズムを聞きながらやると、テレビを見ている感じで15分ぐらいだと思うのですが、終わっているということで、どんなものかということで、ちょっととったというか、議長、ちょっと放送していいですか。それを出しながら説明したいと思うのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員、音楽は許可しないです。

◇1番（月田 均君） では、どういう楽かという、ららららとか、そういう感じで、余り音楽が得意でない、わからないのですけれども、まずはよく言う首を回します。これは皆さんご存じだと思う。あとは、手で首を曲げています。これがやっぱり大分違うなということでした。あとは、一般的な肩回し、これも皆さんご存じだと思うのですけれども。あと、私がやって非常に効果があるなというのが、ひじをつけてぐっと開くのです。これを何回かやると、次の日かなり痛かったなということで、これは効果がある。あとは、こういうふうに体を、体がかたくなるのですね。丸めると、びしびしという音がするのですけれども。それもよかったな。あとは、これをぐっと手を伸ばす。あとは、体をぐっと、こういう感じで、あとは下半身の運動もあるのですけれども、こういった運動をやって、やはり非常にいいなということなのです。先ほど町も検討しているということなのですが、具体的にいつごろまでにつくるとか、そういった計画があれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ありがとうございます。

実は、項目が17項目ございまして、そのストレッチングにつきましてはやはり理学療法士の指導のもとで17項目やらせていただきたいということなのです。それで、全部の筋トレ会場に理学療法士が行って指導するというのが難しいので、その項目を幾つかピックアップしまして、数を少なくして、もっとコンパクトにいたしまして、それからあと先ほど朝ドラの音楽ということなのですが、ここはちょっと職員が使ってよかったかどうかわからないのですが、著作権のないもの、著作権フリーのものを使いまして、もう少し理学療法士がいなくてもできるように数を少なくして、筋トレで使えるようなものを今考案中でございます。すぐというわけにはいきませんが、なるべく早目に考案しまして、皆様のほうにご提示して普及させたいかと思いますが、その感じによろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。具体的にこれはある程度宣伝というか、そういうのが必要だと思うのです。その辺は何か広報に載せるとか、何かいろいろあると思うのですけれども、課長はどんなことを考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 広報とか、あとは回覧板とか、こんなものが追加になりましたというものをなるべくわかるようにご提示していきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。では、3番目の質問に移らせていただきます。

病院ミニ講座ということなのですが、先ほど5月ぐらいからと言うけれども、私のところは3月から案内が来ています。病院ミニ講座の案内が3月から来ています。もうちょっと早くから配布したのかなと思っているのですけれども。この講座、私は実は1回受講したことがあるのですが、なかなか勉強になるなど、いいなという感じはしたのですけれども、先ほど議員も区長も民生委員も公開されているということで、別に問題ないとは思いますが、これに関しては単なるダイレクトメールのようなものだから問題ないという意見も当然あるのです。でも、違和感を持つ人もいるということなのです。この辺に関して町としてはどうに考えますか、総務課長にお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） このことについては、情報の公開のほうは議員さんのほうはされていますので、それに基づいて直接送るということについて、特に問題があれば対応しなくてはならないで

すけれども、こういった形で地域の医療機関が健康の講座ということでやる分については特に問題ないかなというふうに考えました。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 問題ないという判断だと思うのですが、やはり玉村町議会議員何々様とか、玉村町民生児童委員協議会何々様ということで、町の役職を書いてくると、これ町の連絡事項かなというふうに感じるのです。これは単なるダイレクトメールとは違ってくると思うのですが、その辺はどうですか。どう考えますか、総務課長。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 公開している名簿のほうで使われているということなので、ちょっとそこまでこちらのほうが指導するという立場になかったものですから、もし問題等が発生したら、その辺の部分について協議しながら、対応を考えていきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） よろしくお願ひします。

ところで、5月になって民生児童委員の定例会と区長の会議があったのですが、その中で地域健康講座というものの案内がされていると聞きました。その内容についてどのようなものか、お伺ひします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 地域に根差したいろいろな講座をやりますということで、出前講座のご案内かと思うのですがけれども、それで例えばインフルエンザの予防接種についてとか、健康診断の通知が来たらどうしますかとか、その辺の指導について講座をつくっているのだと思うのですがけれども、例えば地区によって防災の講座をしてほしいという地区があったら、防災の講座をすとかというふうに、その地区の要望があったことにつきまして講座を開いているというふうな話を聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） その講座も回数が相当行われているようなのですが、具体的には何人ぐらいの方が、どのくらいの時間でやられているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 一応通算で35回と伺っております、延べで1,140人ということ。町内だけではなくて、近隣市町村ということもあるので、多分玉村町に隣接した市町村にも伺って行っているということを聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 講演する側の人数とか、あと時間というのはどのくらいなのでしょう。講師が何人で来たとか、スタッフが何人であるということです。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ちょっと把握はしていないのですけれども、おおむね病院のスタッフとかを使っているとかいう話でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そのときの費用負担というのはどうなっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 無料になっています。先ほどの講座の関係なのですが、45分を2回ということなので、全体で90分ということです。済みません。1回の講座が一応90分という長さでございます。費用につきましては無料でと聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 無料という話なのですが、実際には講師に払う費用、準備にかかる費用、あとは移動にかかる費用、会場予約費等合わせると相当な金額になるのかなと思うのですけれども、私なんかもそういうことをやったことがあるけれども、やっぱりお金を取ってやっていました。それが無料ということなのですね。これいい話というふうに感じるのですけれども、というふうな見方もありますけれども、公的機関や大学が行っている出前講座、無料がほとんどなのですが、そういったものを町が案内するということは別に何も無いのですが、民間の一機関が行っている、そういう講座に関して、町がそういう会議のときに案内するというか、説明するということに関してはどうかと、私はもっと慎重になるべきだと思うのですが、その辺総務課長にお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 今回の講座、病院のミニ講座につきましては、案内も含めて全てこちらの病院のほうの担当のほうで発送もしておりますので、特に町のほうがかかわってはいないというこ

となのです。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 今地域健康講座ということでちょっとお聞きしているのです。これが地域健康講座の説明を民生児童委員の会合だとか区長会でそういった案内をしているということに関して、町としてどういうふうを考えているかなということなのです。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 済みません。一応地域の健康増進や介護予防、あとさまざまな場面での地域貢献ということの事業の一環として捉えていますので。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 確かに地域健康講座、私は出たことがないので、わからないのですけれども、中身から言えば、がんのこととか健康保険のこととか、我々が非常に知っておいたほうがいいことがいっぱいあると思うのです。もし本当に必要とすれば、私はそれは町が中心になってやるべきだと思うのです。そうすることによって、町の保健行政にかかわる人の能力も上がってくると思うので、その辺はやはり町の主体性を持ってもらいたいと思うのですが、その辺に関してはどうに考えますか、総務課長は。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 済みません。ちょっと勘違いして、地域健康講座、こちらのほうは地域貢献ということで、ボランティア的にそういった健康講座を開いてくれるということだったので、区長さんとかに案内をしたという状態です。そういった部分で、ボランティア的な部分でそういった地域に貢献をしてくれるそういう事業があれば、協力できるものは協力していきたいというふうに考えます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そういう考え方も私もいいとは思いますが、ただ5年もやっていると。百何十回もやっているとすれば、それは少し頼り過ぎではないか。町としてしっかりやったほうがいいということで私は申し上げておいて、次の質問に移ります。

景観条例ということで始まったということで、アンケートをとったという話を前ちょっと聞いたのですけれども、どんな結果が出たのか、教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 景観計画でございますが、28年度に町民のアンケートをいただきました。その結果は出ております。主な内容については、どういった景観がいいとか、こういったことで困っているとか、こうあるべきだというふうな問いに対して答えていただいております。また、中身につきましては、経済建設常任委員会と全員協議会で資料のほうは提示したいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、アンケートの結果は後で報告をもらえるということなのですが、庁内会議だとか策定委員会とかいう話が出ましたけれども、どんな方が参加されているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 委員会ですが、策定委員会は商工関係とか地区の区長さんとか、あと学識経験者、そういった方で今9名で構成されております。庁内の会議としましては、全課長を対象として庁内会議を開催して、同時に並行して協議を行っていく予定になっております。28年度については、両方とも1回ずつ開催を行っております。2回目につきましては、6月20日に庁内の会議を、それから7月4日には策定委員会ということで開催を予定しております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。実は、伊勢崎市のほうがどういうふうにして、伊勢崎市は随分早く景観条例を策定したところなのですが、どういったものをやってきたかというので見たのですけれども、伊勢崎風景探偵団というのをつくっているのです。これはどういう人かという、目的は市民の目線で守っていききたい風景、景色や良好な景観づくりのために必要なことを検討し、市に提案することを目的として結成されたということで、伊勢崎市に住む28人の市民、広報等による一般公募ということなのですが、その後6回の会合をして、市長へ提案したということなのですが、やはり一般の人から募集して、こういう玉村風景探偵団のようなものをつくってやったほうが、よりいい方向に向くと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 初めに、景観計画というのを策定しますが、それと同時に条例も制定します。景観計画ではよりいいものを数値としてあらわします。条例の中では、その中で適用除外ということで、一定の高さ以下は届け出なくていいですよとかいうことでうたいます。それ以外に条例の中で市民団体、町民による団体の認定ということも町長が決定するというので条例にもうたいます。条例の後規則もつくりますけれども、規則の中でそれぞれの例えば建築物、工作物、屋外広

告物、そういったものの基準とかも定めて、また先ほどの認定団体についての営利目的をしないとか、こういった活動を行うとか、そういったことも規則の中で定めていく予定ですので、景観計画と並行してつくっていく予定であります。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田 均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） もう一回。一般の人から公募して風景探偵団のようなものをつくる、そういう計画を入れられないかということなのですからけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 委員会につきましては、要綱で定めておりますので、そういったメンバーの方に参加していただくということでスタートしております。委員会は計画にかかわることで、また市民の団体というのは条例でうたった後に手を挙げていただいて、認定していくものということで、そちらのほうでも活動を行っていただければという考え方です。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田 均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） 違う質問に移らせていただきます。

景観計画、景観条例策定するということはわかりましたけれども、屋外広告物規制についてはどのようにお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 屋外広告物についても、景観計画の中ではある程度うたっていくことなのですからけれども、実際今運用されているのが群馬県の条例に基づいて屋外広告物は伊勢崎土木事務所のほうで所管されております。伊勢崎土木事務所のほうで今現在把握しているものが、東毛広幹道に17基、福島橋の交差点に15基、上福島の交差点に13基ということで設置されているのですけれども、その中には許可もとっていないものもあつたりして、今指導を受けている最中のものがあります。これについては、今現在数値は改善されているものもあるのですけれども、この土木事務所が数値を数カ月に1度更新していく予定ですので、今現在は3月、28年度末時点の数値でしかありません。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田 均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） 3月末時点の資料までということですね。

先ほど広幹道17件、福島橋北15件とか、上福島13件とかいう話がありましたけれども、これは全体の数ではなくて、違反広告物の数なのです。実際問題として、広幹道にどのくらい看板がある

かというところ20ちょっと。福島橋北なんか、私が数える限り15件の全部かな。上福島だって13件のほとんど全部かなということになりますと、今現在玉村町にある広告物に関して言えば、違反のものがもう圧倒的に多いということになります。

私が心配しているのは、屋外広告物規制というのは玉村町はまだ制定しないけれども、玉村町の周りの市町村、伊勢崎市、前橋市、高崎市、藤岡市は全部屋外広告物規制を自分で作成しているのです。となると、玉村町の規制が緩いからということで、玉村町にまたどんどん、どんどん看板が出てくる危険性があるのです。今玉村町で独自に作成する予定はないということですが、県の条例で十分規制はできますので、ただ玉村町で規制をかけることはできないということなのですね、やはり伊勢崎土木に依頼してやるということなので、玉村町のほうから伊勢崎土木事務所のほうにどんどん言ってもらえないと私は思うのですけれども、その辺は都市建設課のほうはどのように考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 今現在県の条例に基づいて伊勢崎土木事務所のほうで事務を、現地確認も行いますし、やっていますが、これを権限移譲を受けて町で行うかということになりますが、そのときには当然町の事務もふえることと、現地確認とか、あと指導ということで、町のほうが今度全面的に監視をしていかなければならないということで、体制づくりの点でも必要なことは多いと思いますので、今現在としては土木事務所でやっていただいています、現場は町ですので、町と土木事務所で連絡を密にして、違法な看板等がなくなるように話を連携していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） ぜひそういった形で進めていってもらいたいのですが、なかなか難しいというか、町は権限がないわけです。伊勢崎土木事務所にお問い合わせとか依頼することしかできないと思うのですけれども、その辺は心を鬼にしてきつく言ってもらいたいということで、よろしくお願いいたします。

以上です。以上で私の一般質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時30分に再開します。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、13番石川眞男議員の発言を許します。

[13番 石川眞男君登壇]

◇13番(石川眞男君) 石川です。お世話になります。私たち議員の4年間の任期も残すところ数カ月となりました。皆さんもいろいろな思いがあるでしょうけれども、この町が今後どうなっていくかという岐路に立つという意味で、私たちいろいろ考えることを実現、実行していこうと思います。

今思うのは、キング牧師の言葉で、最大の悲劇は悪人の悪政ではなくて、善人の無関心だという言葉が私は最近胸にしみているのです。そういう意味で、多くの人たちが無関心でいるのではなく、この町の行政、政治に関心を持って取り組んでいただきたいということを願うばかりです。

それでは、私の心配事をきょうは質問にしてみました。3点です。まず、玉村町版生涯活躍のまち、この具体的イメージが、皆さんイメージがそれぞれのイメージを持っていて、なかなかそれが1つの方向へまだ収束できないかと思います。この6月議会でも何人かの方がこのことを意識して質問して、それに対して町側が答えて、そういった議論の中から1つの方向が出てくればいいのではないかなという思いも一方であります。だから、私の質問内容は何か非常に多岐に及んでしまって、年齢も何も関係なく、結局はまちづくりというイメージで質問します。

昨年の移住したい県のトップは山梨県、長野県と続くわけですが、結局は迎える側としての、要するに町としてどのような身繕いをするかに尽きると考えております。そこで、1番目、周辺地域の求人ニーズや東京圏の人々の転職、移住ニーズをどのような方法で把握し、どのような観点から分析するか、お伺いいたします。

2番目、都市部の人に移住先として選ばれるには、公共交通機関は必須であり、歩いて生活ができる環境づくりも大前提。たまりんやタクシー券の配布程度で都市部からの移住者が満足する交通対策と考えているでしょうか。

3つ目、田舎暮らしではない地方暮らしを求める傾向があるらしいですけれども、その人たちに移住してくる人たちのための就業の場の確保はどのように考えているか。

4つ目、高校卒業生の地域定着率向上に向けた対応、またUターン、Iターン者の向上に向けた就職、住宅取得支援事業なども考慮しているかということです。つまり、私は一方でシニア世代だけではなくて、本当に全世代の人たちが来られるようなまちづくりをイメージして、これを捉えているから、こういう質問が出てきます。

そして、5番目として、国と自治体が主導する地域政策であり、地方への産業振興の観点もあるが、基本計画はどの程度具体的にいつまでに策定されるか。結局はかようなまちづくりをするかにかかっていると思いますが、特にどのような観点を強調して、この基本計画をつくる、取り組んでいこうと考えているか、お伺いします。

2つ目の大きな質問。発達障害を持った子供に対する対応をお尋ねします。まず、1つとして、3歳児健診等、1回の健診で何人くらいが健診して、心身の発達に障害があると認められる子供はどの程度発見できるか。健診の頻度と、その症状に対する対応をお伺いいたします。

2つ目、小学校になるまでの過程での障害の早期発見と対応次第では、通級教室に通わずに済むようになると考えますが、適切な療育は行われているか。発達障害児に特化したこども園や児童発達支援センターの設置は考えていませんか。

3番目、成人障害者について、高齢となる親にとり、障害のある子供のその後のことは心配ですが、生涯を通じて障害者が働き、町で暮らしていける構想、これはあるでしょうか。

そして、最後の質問です。これは教職員が非常に忙しいということをおもあることをきっかけで知りまして、ちょっと調べてみると、相当なものだということがわかってきました。その多忙化解消策についてお伺いいたします。文科省調査によると、小学校教員の3割、中学校教員の6割が過労死ラインに達する長時間勤務だということです。玉村町の学校の現状認識と課題、負担軽減策をお尋ねいたします。

また、部活動が相当な負担になっているそうですが、それへの実態と対応もお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 玉村町版生涯活躍のまちの具体的なイメージについてお答えいたします。

素案の段階ではありますが、平成28年度において玉村町版生涯活躍のまち構想をまとめました。その素案について協議いただくために、14名の有識者の方々から成る玉村町版生涯活躍のまち推進協議会を組織いたしました。今年度につきましては、この推進協議会におきまして玉村町版生涯活躍のまちの方向性を示す、いわゆる構想を9月末までに決定するとともに、玉村町版生涯活躍のまちの実現に向けた具体的な内容を定める事業計画の策定を進めてまいります。

具体的には、東京圏や群馬県在住者の若年層、ファミリー層、シニア層の転職、移住に関するニーズ調査や町内及び周辺地域企業の求人ニーズの把握、周辺大学生の居住ニーズやボランティア活動等の可能性の把握調査などを9月末までに実施します。また、転職、移住者の住みかえ支援に関する検討を11月末までに行い、医療、介護従事者との連携に関する検討を1月末までに実施し、今年度末までにこれらをまとめた事業計画を策定する予定です。

公共交通機関につきましては、都市部における公共交通環境は大変充実しておりますが、当町のような地方部では、公共交通のみで移動するには、よほどコンパクトなまちづくりをするなど、居住地や商業地が集積している必要があります。ご質問のたまりんやタクシー券の配布でという点でございますが、当町ではいまだ前述の集積は進んでおりませんので、ご指摘のとおり、これらの手段だけでは移住者にご満足いただけるとは言えません。今後は、交通政策の検討とともに、まちづくりとも一体として、移住者にも満足いただける環境づくりを目指してまいりたいと思います。

就業の場の確保については、幸いなことに玉村町は周囲を前橋市、高崎市、伊勢崎市といった都市に囲まれ、いずれも交通の利便性がよく、就業の場を町外に求めることも可能かと考えております。

事業計画にはUターン、Iターン等の方々に対する住宅取得支援事業の必要性についても検討してまいります。

玉村町に暮らす人々が生きがいを感じ、充実した生活を過ごせることが大切であります。そのために、町民の皆さんが備えているスキルやネットワークなどを地域づくりに生かせるような仕組みづくりを行います。また、上毛三山を望める自然環境に加え、季節を感じる田園風景は玉村町の大きな魅力であります。さらに、大学や医療介護事業所、触れ合いの居場所などを地域資源と捉え、連携することによって地域づくりができれば、東京圏とは異なる玉村町の魅力になると考えるため、それらを積極的に情報発信していきたいと思っております。

次に、発達障害を持った子供に対する対応についてご説明いたします。町では、母子保健事業としまして、10カ月健診、1歳3カ月児相談として歯っぴいスマイル相談、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診等を行い、毎回20名から30名程度のお子さんが受診し、平成28年度につきましてもほとんどの健診で受診率は96%以上となっております。その中で行動観察、発達検査を実施しており、3歳児健診では258名が受診し、72名に要観察の判定が出され、健診後も経過観察を行っております。

発達障害の疑いのあるお子さんに対しては、すくすく教室という幼児の発達を促す親子遊び教室へ参加してもらえるように声かけを行っております。また、個別相談として、のびやか発達相談を行い、発達相談員が個別に親子の相談に対応して支援を行っております。保育所や幼稚園に入所されているお子さんに対しては、巡回相談として保育所や幼稚園に伺って巡回指導を行っております。発達障害の疑いのあるお子さんを早期に発見し、支援していけるよう、関係機関と密に連絡をとりながら実施しております。これらの事業により、発達障害の疑いのあるお子さんについては、ある程度把握できていると思われまます。

発達におくれや障害のある子供、またはその疑いのある子供の成長を手助けするために、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え、援助することが必要であり、発達障害支援センターの設立については玉村町障がい者総合支援協議会の発達障害児支援部会の中で検討しております。発達障害児に特化したこども園については計画はありませんが、町内の事業所で多機能型事業所を開所したいという話が1件ございます。

障害者就業につきましては、障がい者就業・生活支援センターで就業相談会を毎月第3水曜日の午後にまちなか交流館で行っており、予約でいっぱい状況です。また、障害者の地域生活を支える制度の一つであり、障害を持った人たちが共同生活を送り、指導員がその手助けをするグループホームが町内に1つありますが、年内には2つになる予定でございます。

次の教職員の多忙化解消策については、教育長よりお答えいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 教職員の多忙化解消策につきましてお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、文部科学省は平成28年の秋に小中学校各400校、約2万人の教員を対象にして、連続する7日間の教員勤務実態調査を実施し、その概要が公開されているところであります。主な結果を見ますと、1週間の勤務時間の基準は現行38時間45分ですが、週60時間以上の教員が小学校で33.5%、中学校で57.7%となっており、残業時間が週20時間以上、月80時間超が目安の過労死ラインを上回っているところであります。1日当たりの平均勤務時間は、平日で小学校教諭11時間15分、中学校教諭が11時間32分です。1週間当たりの平均勤務時間は、小学校教諭で57時間25分、中学校教諭で63時間18分です。

玉村町では、小学校教諭の平均出勤時刻が7時50分、平均退勤時刻が19時、中学校教諭では平均出勤時刻が7時45分、平均退勤時刻が19時45分です。遅いときは9時を過ぎることも多々あるということも言われております。全国のデータと比較いたしましても、同様の傾向が見られると言えます。

勤務時間が基準を大きく上回る要因として、次のことが考えられると思います。初めに、授業時間の増加であります。ゆとり教育から生きる力を育む教育に方針が変わり、平成20年度に告示されました現行の学習指導要領では、授業時間が小学校1、2年生で2時間、3年生から6年で1時間、中学校で1時間増加しております。主な内訳としましては、小学校で5、6年生に外国語活動が入ったということ、中学校では英語の時間が各学年1時間ずつふえたということであり、今後は、道徳や小学校英語の教科化など、新しい教科への対応のために学校現場では今まで以上に教材研究に時間がかかるようになったと考えられます。

次に、その要因として生徒指導が挙げられます。問題行動の対応においては、丁寧に話を聞き、保護者に説明するようにしております。共稼ぎ家庭が多いために保護者への説明等も遅い時刻になり、どうしても勤務時間を大幅に上回ることになってしまいます。

次に、分掌事務や調査への回答がふえていることが考えられます。児童生徒数の減少により、各校に所属している教員数が減少しているところであります。このことにより、1人の教員が担当する分掌事務も多くなっていることが現状であります。

最後になりますが、中学校における部活動です。勤務時間を過ぎても部活動の指導をしている実態があります。朝練習や土、日の練習も盛んに行っており、中学校教員の労働時間が増加となっている大きな要因であります。

玉村町では、多忙化の軽減を図るための施策について、今取り組んでいるところをお答えしたいと思います。1つ目は、勤務時間の管理であります。群馬県教育委員会の行事を持たない期間に合わせて、昨年度から夏季休業中に連続する7日間の学校、園の閉鎖を行い、一斉に休暇がとれるようにしたところであります。そのほか、学校でも学期末成績処理のための授業時間軽減日あるいは定時退勤の推進日の設定、年次有給休暇の取得の推進、それぞれ各学校が実情に合わせて工夫を重ねていると

ころであります。

2つ目は、新たな教育への対応であります。新学習指導要領に基づく小学校外国語活動の教材開発、小学校における教科担当制の推進により教員の専門性を生かすとともに、授業や教材研究の効率化、授業の質の向上を図っているところでもあります。

3つ目は、問題行動や不登校を未然に防ぐために、子供に寄り添い、保護者の心情を理解し、早期発見、組織的な対応で早期解決を図るように努めているところでもあります。よりよい学校生活を送るためのアンケートを全校で実施し、児童生徒の心の状態を把握し、よりよい学校生活を送れるように対応しているところでもあります。

4つ目は、業務の改善であります。校務管理システムの導入によりまして、業務データの共有化、諸帳簿作成の効率化を図り、業務の軽減につなげています。

また、先ほど申し上げました中学校の部活動につきましては、平日のノー部活動デーや定期テスト前の部活動中止期間を設定するなどの対応をしているところでもあります。学校は、子供たちが安心して集い、のびのびと活動できる場でなければなりません。学校環境を整えることで、教員が心のゆとりを持ち、笑顔で子供たちを見守り、子供たちの心を育むことにつなげたいと考えているところでもあります。そのためにも、今後も多忙化の解消をさらに進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） それでは、町長のことですが、生涯活躍のまちづくりということで、一応ことしから来年1月までに向けての基本計画づくりに向けてのタイムスケジュールみたいなのは今聞いたのですけれども、この構想を無理やりつくるのはそんなに難しい話ではないけれども、現実としてついの住みかとしてこの町を選んでもらうという人をつくり出すには、やっぱりそれはそんな単純な状況ではないと思うのです。

それで、私の心配事というか、イメージで言うと、要するに都市部にいる若い人も含めて、当然働き切った人たちが玉村町へ移住して、ないしはほかのところへ移住して、言ってみれば人口調整みたいな意味合いも大きく言うところがあるのかもしれませんが、その人たちが縁もゆかりもない玉村町を選ぶには相当な動機がなければならぬだろうと。そうでない場合は、やっぱり職場とか学校、女子大の存在というのは大きいと思います。それから、友人、知人、地縁者が玉村町にいたりとか、何かのきっかけで玉村町を知って、そこを調べてみたら、そしてついの住みかにするという決断までしてくれるような状況をこの玉村町がつくり出せるかどうかという思いがあります。

それから、いい橋ができました。これからまた前橋市との橋をつくろうとしています。非常にいいです。だけれども、橋をつくろうというエネルギーと同じぐらい、それ以上のエネルギーを、この町に住み続けるための住環境をつくるという意味でのエネルギーの使い方もないと、わざわざ遠くから、

まして都市部からここには来ない。そういうイメージがあります。あと、雇用の場合は、それは魚でも動物でも、餌場が近くにあるということが重要です。人間で言えば職場です。それで、先ほどそこに工業団地ができる。それも結構です。そして、伊勢崎市、高崎市、前橋市に行っているのですけれども、町長も1年過ぎまして、商工会の表彰なんかのときあると思うのですが、そうすると玉村町周辺の伊勢崎市、高崎市、前橋市、上里町、藤岡市、あの辺の人たちが玉村町の会社に10年、20年勤めている人も結構いるのです。そういう意味のところも踏まえた計画が必要だと思います。

そして、向こうから来る、東京から来る人というのは、向こうは公共交通機関がいっぱいありますから、車を持っていない人もいるわけです。そういう人の車の購入が必要であれば、またブレーキになってしまいうだろう。だから、そういった関係、そしてこの町の人たちとのスムーズな人間関係がそんなに努力というか、もう言ってみればある程度人生を済ませた中で来るわけですから、余りそのエネルギーを使ってまで住民関係にエネルギーは使いたくないという状況もあると思いますので、私はその辺のところはずっと網羅した計画になっていかないと、なかなかこれはスケールがでか過ぎて難しいのではないかと思うのです。だけれども、この町長の提案は実は住みよいまちをつくるという意味においては、その構想はチャレンジするに値すると思うのです。ちょっと網羅的なことをいろいろ言ってしまったのですけれども、その辺のことを聞いて、町長の思いを、この活躍する玉村町のイメージをちょっとお話しいただけたらと思います。副町長でも結構です。できればお二人に。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今石川議員がお話になったこととかぶりますけれども、当初から言われているように、高齢者が対象ということではなしに、若い人も含めてUターンとか、あるいはIターン、Jターンとか、玉村町に移ってきていただくということが生涯活躍のまちの主なところでありましてけれども、いわゆる外から玉村町に入って移り住んでいただくという前に、玉村町の高齢者を含めて住民の方の夢の実現といいますか、希望の実現というところがないと、なかなかほかから玉村町に住んでみたい、あるいは生活したいということにならないというのが私の考えでありまして、今回いろんな調査をするわけですが、その調査によって玉村町の実情に即した生涯活躍のまち構想というのが見えてくるのではないかというふうに思うわけです。

その玉村町を掘り起こしたり、あるいは再発見したりする中で、この玉村町が生涯にわたって維持、発展するようなまちづくりを考えていくことができるのではないかなというふうに思っております。ですから、いわゆる高齢者が東京圏から移り住むということではなしに、玉村町の将来性というようなものを認めていただいて、付近の都市からも、あるいは東京圏からも移って住むようなまちづくりというところが生涯活躍のまち構想というところの基本的な考え方であろうというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） ご指名でございますので、お答えしたいと思います。

かねてから、小説でも「プラチナタウン」というような小説がございましたのですけれども、高齢者を対象としたC C R Cというものがアメリカのほうであったというふうに聞いております。ただ、今回玉村町の生涯活躍のまちということでございますけれども、やはり子供を育てるなら玉村町というようなキャッチフレーズもあったわけで、かつて群馬県も子供を育てるなら群馬県と言っておりましたですけれども、基本的に子供が住みやすいまちあるいは地域というのは、お年寄りも住みやすいと。全ての世代が住みやすいというふうに考えておまして、そういった意味では子供を育てる、子供に視点を置く、あるいは高齢者に視点を置くという、視点の置き方というのは大事なかなと思っております。

ただ、今回の玉村町版の生涯活躍のまちについては、そういったことを含めて、働く世代も含めて、全体として東京圏から移住を促していきたいということだと思いますけれども、そういった中で玉村町の大きなメリットとしては、やはり大学の集積というのはあるのかなと思っております。県立女子大がもちろん町の中にあるわけでございますけれども、北に目を向ければ前橋工科大学と、東には伊勢崎市の東京福祉大と、南には上武大学、あるいは西には高崎市の健康福祉大学ということで、大学が全体を取り巻いているというようなこともございます。あるいは、交通網を見てもE T Cを含めて非常に交通網が発達していると。駅もないと言いますが、新町あるいは駒形駅は、私の地域から見ますと、波志江から伊勢崎駅へ行くのと、このど真ん中から新町へ行くのはそんなに変わらないなという、そんな印象を実は持っております。

あるいは、医療も非常に恵まれているのかなと思っておまして、例えば私が前任地におりました館林なんかは、産科がもう病院にはないというような状況でございますけれども、この地域は高度医療機関、3次の前橋日赤を初め、2次の伊勢崎市民病院を初め、角田病院を中心に高度医療機関が周りを取り巻いているというような状況にもございます。そうした魅力を発信していくことで、東京圏等からもこちらのほうに移住してもらうような余地があるのかなというようなことで、東京圏の情報発信事業等もやっているというふうに認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 姿勢はいいと思うのです。それで、問題は9月までに何、11月までに何と、それで1月までには何と、目標を持って期限を決めてやっている。これは非常に重要なことなのだけれども、これだけに、ああ、時間が来てしまったみたいな形でどンドンつくっていく、計画だけすればいいという形で、計画ができました、しかし実行できませんというのが、ちょっとこの問題は壮大なので、私はもっと時間をかけて、じっくりやったほうがいいのではないかと思います。言ってしまったからやらなければいけないという、そういう問題では、それほど小さな問題ではないという

こと。本当の今後のまちづくり、こういった身繕いをこの町がしていくかということだから、いろんな観点からの議論をして、この町に磨きをかけていくというような状況をつくっていただけたらと思います。

次の質問に入っていきたいと思います。発達障害児で検査して、その検査の中でやはり258人中で72名ぐらいがちょっと障害があるのではないかと疑いが持たれると、結構な発見率というか、どこでもこの水準なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） どこでもというのがわからないのですが、ちょっと存じ上げないので、申しわけないのですけれども、町内につきましてはこの数字になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 恐らくこれは平均的なものだと思います。

それで、問題はどうか、この子供たちはまだ、それは3歳児健診とか、そういった健診で発見された子供だから、まだ小学生になっていないわけです。小学生になるまでの間での対応、適当な対応ができる。だから、治療をしながら、看護を受けながら、教育や保育を行うという療育ですか、その療育をどのような形で現実に行っているか。本当はどういう形にしたいかということ。要するに、現実には玉村町内でそれができるのか、違うところへ行ってやらなければいけないのか。であれば、玉村町でそういうことができないか。その辺のちょっとお答えをいただければ。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 今実際のところ、町内に療育を受けるところはございません。それで、皆町外、前橋市、伊勢崎市、高崎市方面に出ている状態でございます。小さいお子様につきましては、なかなか障害児というところで見きわめが難しいというところと、それからあと保護者の方の需要がなかなか認識というのですか、保護者の方の認識というのがなかなか受け入れられないというところがございまして、早くに発見してもなかなかサービスにつながらないところもあると思います。ただ、その辺をもっとすすく教室とか行っていただいて、促して、早くに療育が受けられるようにしていきたいと考えております。

それから、あと先ほど多機能事業者が1つできる案件もあるということなので、そちらのほうがりまくいけば、玉村町に初めて療育が受けられる事業所が1つできるということになります。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 要するに小学校に入るまでの中で発見して、適切な対応ができると、その

子供たちは小学校に入ってから通級教室というか、そこへ入らずに済む可能性は高くなると思うのですけれども、その認識はどうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 確かに通級教室に通うお子様が、そちらのサービスを受けるようになれば減ると考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 実は、今の社会、それは本当に頭がよくて、俗に言う成績がよくて、運動ができて、放っておいても何ができるという人ばかりならいいけれども、実はそうではないのです。それで、ではそれを発見したときのケア、適切な療育、対応ができた場合の先々のことを考えると、小さなうちに対応しておいたほうが、逆に財政出場という面でも小さく済むのです。放っておいて、大人になって、いろんな障害が出てから、ましてもっと大きくなってしまったら、障害ではない、今度は事件みたいな話になってしまうと、もうどうにもならなくなってしまうので、本当にちょっと成長過程での発見、対応ということに町もちょっと力を入れていただきたいのですけれども、その辺の心構えをお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 昨年度からなのですが、玉村町障がい者総合支援協議会の専門部会というところで、発達障害児の支援センターのほうですか、をつくるような方向で構想を練っております。こちら、今先進地を見に行ったりとか、あと健康福祉大の先生の方のお話を聞いたりとかしまして、今どういった方向が玉村町に合うかというところを検討している状態で、またこの辺をもっとよく詰めていきまして、設置に向けて頑張っていきたいかと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） ぜひそういったところにも力を入れていただきたいと思っております。

それで、今あのような障害を持っている子供たちに対する対応をできる町という意味の、それもこの玉村町の生涯輝くまちづくりの一つのアイテムという形になると思っておりますので、本当にこの最初の質問に戻ってしまうけれども、この町長の言うところのまちづくりは非常に深いものがあるので、そんなに期限切ってどうと、目標を持つのはいいのだけれども、もう少し落ちついて、全方位から見てやっぱりやっていただきたいと思っております。

それで、最後の質問なのですけれども、学校現場での多忙化ということで、私は学校のことは余り、教育のことは余り口に出さないつもりでいたのですが、とあるところで部活、廃部のことの、廃部を

するという事で保護者からちょっと相談を受けて聞いてみると、要するに学校の先生は主に部活に就職するわけではないですね。授業と学級運営みたいな形で、そういった形で教員になって、しかし部活があるから部活を頼むよと。いや、私はそれやったことからないから、それはだめです、嫌ですなんて言いながら、しかし頼むよ、頼むよと言われて、ではしようがないということで受けて、受ければもう主体的に、自主的に受けたという話になって、そういう中で今教育長が言ったように、本当に時間が何時間働いているのかわからないような、それで要するに私も最近知ったことなのだけれども、自治体職員と違って残業時間ではなくて、結局基本給の4%を一律調整手当みたいな形で給特法ですね、その中で例えば40万円の基本給なら1万6,000円、30万円なら9,000円でもう1カ月やってくださいよというから、残業という観念がないのですか。その辺ちょっと。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今議員さんご指摘の教職調整額につきましては、勤務の状況から見て、勤務時間が超過勤務が何時間という、そういうことはなかなか難しいと。例えば休憩時間さえもとれない。1日の勤務時間は7時間45分で、さらに45分の休憩時間を加えて8時間30分が拘束時間になっているわけですが、その45分の休憩時間もとれない状況があるというのが現実であります。そういう中で、超過勤務としてこれ幾らということではなくて、制度的に教職調整額でそれを補っていくと。そして、教員については、超過勤務を命じることができない、ふだんも。命じる条件というのは3つあります。それ以外は超過勤務は認められないと。したがって、教育調整額でそれをカバーしようというのが今の制度であります。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） その例が、修学旅行の引率や非常事態などのことだと思いますけれども、それで役場の職員はタイムカードでたしか管理されていると思うのですけれども、教員は出勤時間、退勤時間、退庁時間、どんなことでやっていきますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 学校現場の出勤簿については、出勤簿がありまして、学校へ来たら、出勤したら押印をするという形であります。ですから、何時に出勤して、何時に退勤したという感覚がないということでもあります。特に最近こういう時間の問題、勤務時間の問題が問題になっておりますので、1週間、この間も校長会で1週間どこか区切って、朝何時に出勤して、何時に帰ったというのを記録してくださいということをお願いしました。そうやって、やっぱり勤務の意識を高めていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 私これ次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォースという、これは軍事用語ですけれども、要するにこういう形で今の政権が取り組んだ中でも、もう一番書いてあるのが、とにかく忙し過ぎる。それで、やっぱり心配しているのは、子供たちは将来大人になったら何になりたいですか。学校の先生になりたいですという人がいっぱいいたわけです。それが、結局将来教員になりたいと子供たちから思われる存在として、教員が誇りや情熱を失うことなく、意欲、やりがいを高め、その使命と職責を遂行し、健康で充実して働き続けることができるよう、教員が担うべき業務を大胆に見直すとともに、長時間労働という働き方を改善することでワークライフバランスの実現を果たしていくことが必要であるということを言っているわけです。

それで、教員になりたいという子供が少ないということになると、これは本当に悲劇なのだけでも、群馬県の教員採用試験は4.6倍ぐらいですか、もしわかれば。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 最近の傾向としましては、競争率が下がっている状況にあります。応募によっては3倍ちょっとということもあります。

あともう一つは、景気の変動によりまして競争率が変わってくると。景気が悪い場合には、教員志望が高くなると。よくなるとちょっと低くなると、こんな感じでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） その競争率が4倍を切ると、ちょっと教員の質の低下が心配されると言われているらしいです。富山県だっけな、2倍を割ってしまったというところもあるらしくて、ここはちょっとまだ調べていないのですけれども、とにかく教員の今の勤務状況が過酷であるということは、それでその勤務実態の正確な把握なくして適正な人事評価ができるのですかというのをひとつ聞いてみたい、教育長に。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 非常に難しい条件であります。誰でもが同じ条件で仕事をしているわけではございません。経験によって、あるいは年齢によって、与えられた分掌の重みも違ってきます。ですから、大きく分ければ若くしてこれから授業にしっかり取り組んで、一人前になるような時代、20代。30代では、学校の中心になって学級経営をしっかりしてやる時代。40代になって、学校全体を見通して学校のリーダーとして頑張る時代というような、それぞれ研修計画がございます。ですから、評価についてもその状況ですね、40代の教員で中堅として頑張っているのを、新採用の条

件と同じ条件で評価はできません。だから、そういうふうに分けて、それぞれの状態に応じた評価をしていくというのが今やられていることであります。ご理解ください。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） やっぱり前も言ったけれども、評価というのはずっとされてきたのです。日本の社会の中でも評価なくして今まで成り立たなかった。しかし、それを評価に数値をつけて、上下関係つけて何かしようという状況になったことに対する私はちょっと危惧感を持っているということ。

それから、教育長が答えた、その対策として一斉休暇、有給休暇の取得とか業務改善の部活動でというのが言われていますけれども、これは本当にどのぐらいできますか。今度は玉村町の小中学校で。要するに先生方をふやすというわけにいかないみたいですね、今の財政状況からいって。しかし、教育要望というのはどんどんふえていくわけです。その中で、だから銀行だってかなり遅くまで無制限にやっている時代があったのです。今は定時で帰るときも決めてやっているし、だからやればできるとは思うのだけれども、しかし教育ですから。その辺の難しさがあると思うけれども、しかしこのまま今の状況、多忙な教員を放っておくと、本当に教育力が低下してしまう。そのことが一番危惧されているところなので、玉村町でできる対策、今言った4つの一斉休暇、有給の取得の推進、そういったものは町としては強く、強くというか、そういった形で進めるということぐらいしかやっぱりないのですか。その辺をちょっとお尋ねしたいです。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 表面的な部分というのはたくさんあると思うのです。先ほど言いましたような、例えば一斉に行事を持たない週、お盆です。ことしは8月12日から18日までですか、1週間。1週間は学校を全部閉鎖してしまいます。正月と同じです。土、日と同じに閉鎖します。ですから、一斉に休むことができますから、それにプラス年休を取得してください。なかなか子供がいる日では年休の取得というのは難しいのですけれども、こういう夏休み等の機会を利用して年休を取得するのを推進しているところであります。

ただ、やはり基本的なところというのは、今議員さんご指摘のとおりです。ちょっと話をさせてらっていいですか。今一言で言えば、学校大変な時代だというふうに思います。なぜ大変なのかと。やっぱり少子化、大きい意味で言うと、少子化の中で学校がどうあるべきかと。その少子化の中で子供に対する過保護、過干渉、いっぱいあります。育て方が変わってきている。そして、何かあれば、全て学校に要求してくると。これがうまくいけばいいわけですが、うまくいかないと今度は苦情に変わります。苦情になると、時間が幾らたっても解決しません。でも、対応しないわけにはいきません。したがって、幾ら勤務時間ですからというわけにはいかないのです。対応していかなければいけな

い。そういう実態があると。ですから、どんな学校をつくっていったらそれが少しでも解消できるか。心のゆとりができるかということを考えていく必要がある。

だから、一つにはやっぱり簡単に言えば落ちついた学校をつくりたい。子供が行きたいと思える学校、行ったら居場所がある学校、いがいのある学校、そして何かやったらやりがいを感じる学校、そういうものをつくっていく。その子供が、そういうことを感じることによって、親は学校に行ってよかったと。だから、やっぱり一つはわかる。子供がいろんなことをやりながらわかるというか、わかるという実感だとか、できるという実感が持てる。そういう学校をつくることによって、子供たちの心が育っていく。その育った心を家庭に持って帰ったときに、家庭も安心ができる。だから、苦情がなくなると。そうすると、余分な仕事が減ってくると。やっぱりそういう循環がある。これを逆にすると、悪の循環、負の循環という、そういうことも言われておりますけれども、やっぱりそういう学校をつくって、安心できる学校というのをまず第一につくっていくことが大事なのかなと基本的には思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番(石川眞男君) 学校にいて、先生が教員というか、子供に向き合う時間が日本の場合は37%、全時間の37%ぐらいらしいです。それで、欧米は50%は、半分ぐらいは子供と向き合えているという中だから、教育の多忙化ももちろんだけれども、その中で工夫して、子供に向き合う時間をやっぱり確保していくという、そういう努力をやっぱりしていただきたいと思います。

そして、今言った、こういった学校づくり、それから障害のある子供たちをどういったケアをしている町なのだと。いろんなトータルなところで玉村町版生涯活躍のまちというのはつくられていくべきだと思うので、非常に広く深く視点からあると思いますので、やはりいいものをやるには、いい計画書をつくらなければならないのだけれども、ばたばたしてもしょうがないから、じっくりやっていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。次に、3時40分に再開します。

午後3時24分休憩

午後3時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 改めて、こんにちは。議席番号2番渡邊俊彦でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

傍聴の皆様には、お忙しい中大変ご苦勞さまでございます。最後の質問者でございまして、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

最近の世界情勢を見ますと、北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射連続3週も4週も続けて行われている現状であります。国際社会の非難や制裁にもかかわらず、強行実施されております。我が国の排他的経済水域内に落下するなど、大変脅威なことであります。イギリスでは、コンサート会場でテロ事件が起き、8歳の女の子を含む22名もの犠牲者が出ました。その後も、さらに連日テロ事件が発生しております。我が国日本でも2020年には東京でオリンピックが開催されますが、このようなテロ事件が発生しないこと、平和であることを望むところでございます。

話は変わりますが、アメリカのトランプ大統領はパリ協定、地球温暖化対策の国際枠組みから離脱を表明し、アメリカ国内を初め世界各国からも非難や抗議があるようでございます。国内では、準天頂衛星みちびき2号機が打ち上げられ、来年度ぐらいからGPS、衛星利用測位システムにより高度な位置情報が得られるようになるようでございます。大変便利なことかと思っております。国政のほうでは、組織犯罪処罰法改正法案に伴い、テロ等準備罪に関して審議がなされていますが、今国会会期中の成立を図りたい政府と廃案を求める野党の攻防が激しいようでございます。また、森友学園問題に続いて、加計学園の獣医学部新設や国家戦略特区制度の活用をしたことから、この制度への注目が集まり、トップダウンではないかと安倍首相への風当たりが強く、制度の存在意義が問われているのではないかと私は感じております。また、衆議院では、天皇陛下の退位を実現する退位特別法案が可決されたようでございます。女性宮家の創立の検討もなされているようでございます。

前置きはともかく、それでは通告書に基づき一般質問させていただきます。地域共生社会の今後の町の取り組みについてお伺いをいたします。我が国日本は、急速に少子高齢化が進み、地域共生社会を今までのように維持していくことは難しい社会となりつつあると考えます。玉村町においても例外ではありません。国でも公的支援や改革について模索もなされているようですが、玉村町においては今後の取り組みについてどのように考えているか、お伺いをいたします。あわせて計画があるようでしたら、その辺もお伺いをいたします。

住民相互の支え合いについてお伺いをいたします。我々の子供のころは、近所の人は知らない人はいなかった。そんな時代でございましたが、現在は社会構造の変化だとか、あるいは社会の仕組みが変わったことにより、大人の方はほとんど仕事に出てしまい、地域に残る人は珍しいのが現状でございます。こんな状況下で難しい質問であると思っておりますが、いろいろな組織が町にはあると思っておりますが、その組織や機能を強化するためにそれぞれの課題を解決する体制について、町は指導や支援を行う必要があると私は考えておりますが、実情をお伺いをいたします。

2つ目の質問に移ります。地方創生及びまち・ひと・しごと創生についてお伺いをいたします。国で

は、地方創生関連法が平成26年に成立し、総合戦略の名のもと多額の予算を計上し、各地域がそれぞれの特徴を生かし、自律的に持続的な社会を構成するためいろいろな事業が行われているかと思いますが、玉村町においては町民に見えてこないのが現状であります。どのような事業が該当しているのか、該当する事業はあるのか、お伺いをいたします。

まち・ひと・しごと創生は、地方創生の一環ではないかと思いますが、地方とは町のことと私は考えておりますが、地方に仕事をつくり、地方へ新しい人の流れをつくるということではないかと理解しております。玉村町にはどのような影響がこの関係はあるのか、お伺いをいたします。

次に、3つ目の質問ですが、農業用水の整備と安全管理についてお伺いをいたします。ことしこの地域も間もなく田植えの時期となります。農業用水路に送水、注水される時期となります。玉村町では、上流である我々の地域においても慢性的に水田の水が不足しているのが現状であります。農業用水の排水を利用し、ポンプアップするなどして工夫をしておりますが、十分な解決にはなっておりません。今年度も農村整備事業に予算が組まれているようですが、どのような予算執行をされるのか、予定はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

また、玉村町の水田のほとんど利根川の南側ですが、使っている天狗岩用水の水量をふやすことはできないのか、お伺いをいたします。

次の質問ですが、近年の気象状況を見ると、局地的に豪雨を降らせるゲリラ豪雨などの異常気象が時々起きております。玉村町においても起こることは十分予測されます。ニュースを見ていますと、毎年どこかでゲリラ豪雨時に田んぼの様子を見に行った高齢の農家の方が、用水あるいは排水に落ちて命を落とす事故が起きているのが報道されております。農家の高齢化に伴い、他人事ではありません。危険箇所の点検と対策を考える必要があると思いますが、町ではどのように対策をしているか、お伺いをいたします。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 地域共生社会の今後の町の取り組みについてお答えいたします。

地域共生社会とは、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる社会のことと理解しております。地域住民が我がこととして取り組む仕組みと、町が丸ごとの相談支援体制ができる体制をつくっていくことが実現への核になりますが、福祉の概念を根本から変えるとも言われ、まだ国のほうもその取り組みについては動き出したばかりです。幸いにも玉村町は、高齢者福祉の部分でふれあいの居場所づくりや各公民館等での自主的な筋トレーニングの実施、協議体や地域支援コーディネーターの設置など、地域共生社会の構築に必要な住民相互が支え合う動きが高まってきていると感じております。また、子供や障害者の部分でもNPO法人や民間団体の活動が活発になってきていると感じておりますので、地域をともにつくっていく動き

を推進していきたいと思ひます。

なお、地域共生社会の実現に向けた計画の策定は、まだ予定はございませんが、国の動向をよく見ながら、しかるべきときに準備していきたいと考えております。また、現状住民相互の支え合いやそれぞれの地域の課題を解決する体制について支援等を行っているものについては、先ほど申し上げましたとおり、ふれあいの居場所や筋力トレーニングを推進しているほか、高齢者の生活を支えるために認知症サポーター養成講座の実施や玉村町生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体の中で地域課題の把握や解決方法などを協議し、支援情報などを提供しております。これらの取り組みが今後の地域共生社会の構築の一端になるものと考えておりますので、これらの事業につきまして引き続き推進してまいりたいと思ひます。

次に、地方創生及びまち・ひと・しごと創生についてにお答えいたします。町では、ご案内のとおり、平成27年12月に玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。基本目標といたしましては、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を設定し、23の施策小項目を設け、目標年度である平成31年度までの実施に向け推進しているところであります。

総合戦略が目指すべき将来の方向は、出生率の低下や転出超過を改善して、活力ある町を維持し、第5次玉村町総合計画に示した目指す将来像を実現していくことです。それぞれの事業の進捗状況については、平成28年度に玉村町総合戦略推進会議を2回開催して、各事業の評価指標に基づき検証しております。平成28年度の具体的な事業の取り組み状況は、まず風景を活用した集客施策の観点から、第1回たまむらの風景フォトコンテストを実施しました。県内外から352点の応募があり、一定の成果があったと感じています。今後入賞作品につきましては、玉村町の魅力をPRするアイテムとして活用してまいります。そのほかボランティアガイドの会を立ち上げましたが、今後は歴史的資源を活用した集客を期待するものです。

続きまして、玉村町への影響についてでございますが、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を行うことは、東京圏からの転入を促し、地方における人口減少対策につながり、地方の消費需要の喚起や雇用の維持、創出が生まれるものと考えております。

次に、農業用水路などの整備と安全管理についてお答えします。ご質問にあります農村整備事業は、農業用水の確保や営農条件の改善を目的に行われる事業で、農業振興を進めていく上で重要な事業となります。今年度の主要なものとしては、平成23年度からの継続事業であります坂東大堰基幹水利施設保全事業で、この堰は整備されてから60年近く経過し、老朽化が目立つことから、国、県や関連する地元市町村である前橋市、高崎市、伊勢崎市などと負担し合いながら堰の改修を進めております。また、限りある水資源を有効に使えるように、滝川総合堰協議会に対して、排水利用のポンプ設置費用やその電気料の補助も行ってまいります。

こうした中で、天狗岩用水の水量は、天狗岩堰土地改良区が利根川からの水利権を持っており、水稲作付期であるかんがい期には、毎秒11.1トンの量で利根川から取水しております。この11.1トンは、土地改良区の受益面積による積み上げによって算出された数値であり、近年の宅地開発により受益面積も減少傾向にあることから、許可水量をふやしていくことが非常に難しい状況にあります。

しかし、町でも農業用水が十分でないことは承知しており、天狗岩堰土地改良区や県関係機関にこの状況を伝えておりますので、今後も連携を継続しながら改善してもらえるよう要請してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、農業用水路などの危険箇所の点検と対策についてお答えします。町では、水路の巡回を行った際や住民からの申し出により危険性が高いと思われる箇所については、随時転落防止柵などを設置し、安全対策を行っております。また、多面的機能支払い交付金事業に基づく活動組織や各地区の水利組合にも各種点検を行っていただき、地域の水路のことを把握している地域の視点からの点検や対策を行っていただいております。今後も地域住民と協力しながら、必要な対策を迅速に行っていきたいと考えておりますが、豪雨時の水路の見回り等については大変危険なため、控えていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、自席より2回目の質問を続けさせていただきます。

まず最初に、地域共生社会は、昔は、昔というか、かつての日本は、地域の方々、相互扶助や家族同士の助け合いにより人々の暮らしが支えられてきたなと思いますが、現在はなかなかそんなわけにいかないのが現状だと私は見えます。厚生労働省においても、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部という名前で動き出したようではありますが、玉村町はその辺について、それぞれの地域において地域共生は問題なく行われていると考えているのか。町長の答弁でもございますが、ややそんなふうに感じましたが、その辺をもう一度再確認させていただきたいと思います。

うちのほうでも5月の連休前後に、どこの地域でもやっていると思いますが、堀さらい、堀をさらってきれいにする美化運動、そういったことを実施していますが、我々の地域でも毎年行っていますが、おととしぐらいまではU字溝のふたを取って掃除できたのですが、ことしはU字溝のふたを取ってやろうかといったら、みんな年配者がだんだんいなくなってしまって、私1人になってしまって、結果的には私が少しやってやめてしまったのですが、そんなのが現状だと思うのですが、これもやっぱり地域共生社会の一環だと私は思っておりますが、そういったことについて町というか、それぞれの地域で支障は出ていないでしょうか、お伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、厚生労働省のほうから「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というところから、本当に年度、年を明けてから、昨年度末に連絡が来ました。内容としましては、今高齢政策のほうで一步先んじています地域包括ケアシステムですか、に障害者の方も、生活困窮者の方も、あと子供の方もというところもまとめて行っていこうというような内容だと考えております。

今のところ、高齢政策のところにつきましては、先ほど町長の答弁のとおりでございます、おおむね大分地域包括ケアシステムにつきましても進んできている状態だとは思いますが、そのほかのところにつきましてはまた係が違うということもございまして、別々に体制整備しているような状態でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 国のほうもそういったことで、今は答弁にございました包括的というのは、人ぐるみ、縦割りではないということだと私は思っていますけれども、係が違うからとかということではないように私は思っていますけれども、それはそれとしてこれから改善していけばいいことかなと思います。

地域機能をやっぱり強化するには、地域だけに任しておいてはなかなか難しいと思うので、公的支援も必要だと私は思いますが、地域の課題を解決するための体制づくり、支援をするといってもなかなか中身はわかりませんが、体制づくりをすることが必要と考えますが、例えばですけれども、共生型のサービスをするようなことを創設して、そこへそういった指導みたいなことをやるとか、あるいは地域に先ほど申しましたけれども、包括的にケアをする理念から包括支援の体制をつくるとか、そういったこともやったらよろしいかなと私は思っていますけれども、その辺についてはどんなふうに考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 国の施策の一つ、4つあるのですけれども、その一つに地域課題の解決力の強化というところがございます。これにつきましては、相談体制を1カ所に相談すれば全てが済むような体制ということで、地域の解決を試みるという内容になっております。

それで、平成29年に介護保険法と社会福祉法などの改正を行いまして、その辺の係ごとの壁ですか、これを取り除きまして、平成29年度改正を見まして、その後体制づくりをしまして、あと平成32年には全部が係、1カ所で例えば障害者の方も、生活が困っている方も、あと高齢者の方も、1カ所相談に行けば話が全部済むような全面展開を行いたいということで国のほうは考えております。それに向けまして、町のほうもあわせて行っていくような状況になると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 私もそんなように考えて、本当の地域包括ケアの関係はそのように進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それをやっぱり実行していくには、町にはそれぞれの地域にいろんな団体があると思うのです。先ほど町長の答弁にもございましたように、多面的機能の団体だとか、あるいは衛生組合だとか、ボランティア団体だとか、そういったことがあり、そういった団体の人たちにぜひともそういった協力体制の気持ちというか、考えを植え込む、指導をする、そういうことも大変役に立つというか、協力していただくことはいいことだと思っていますので、その辺もぜひよろしくお願いいたします。

ちょっと話は変わりますが、玉村町の高齢化率は20%ぐらいだと聞いておりますが、その中の後期高齢者の比率はどのくらいなのか。それがまた10年後にはどの程度になるか、その辺ちょっと教えていただいてもいいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 今町内の高齢化率なのですが、平成29年の4月1日現在ですが、22.5%となっております。場所によりましては、28%超えのところもございますので、場所によっては高齢化が非常に進んでいるという状況でございます。それで、あとほぼ毎年約1%ずつふえているということなので、それを考えますと10年後というと30は超えるのかなというところがございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 33%で3人に1人ですから、そんな時代が10年後には来ることになってしまうので、今から準備しておく、そういった段取りをしておく、そういったことは大切なことだと思います。

次の質問に移らせていただきます。地方創生関係なのですが、国は各地域にそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会の構成をすることを目指して創設していると言っていますが、玉村町で言う自律的とか持続的とか特徴を生かしてとか、どんなことがそれに該当しますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほど町長の答弁の中にありましたが、27年の12月に玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを策定したわけですが、そこにあるのが総合戦略の施策を実施していくことによって地方における安定した雇用を創出するとか、あるいは都会から地方へ人の流れを、新たな人の流れを生み出すとか、そういったものも考えております。

玉村町におきましては、その総合戦略において23の項目を設定しております。その23の項目の

中には、それぞれ事業を考えていくということになっているわけですが、1つは地理的な要件ということで、周囲が前橋市、高崎市、伊勢崎市に囲まれているという、そういった地理的要件を活用する。あるいは、生涯活躍のまち構想ともかぶるところがあるのですけれども、女子大を活用する、あるいは周囲の大学との連携を図っていくと、そういったことで町の魅力を発揮していくと。その辺を具体的な総合戦略でのもっと小さな、もっと始めやすい事業というものは総合戦略でうたっているということになります。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それぞれの特徴、自律的、持続的に該当するものばかりではないような気がしますけれども、ぜひそういったことで進めていただきたいと思います。

それでは、やっぱり今おっしゃった、課長がおっしゃったとおり、長期ビジョンを持って実現に向けてやらなければならないと思うのですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の今の課長が言ったのがそれに該当すると思うので、これについては今すぐにできることではございませんけれども、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、成果についてちょっとお聞きしたいのですが、平成26年にこの地方創生関係の法律ができたわけですが、玉村町にはこれがどんなことがそれで変わったのか。この政策の恩恵というか、成果はどこへ出ているのか、何がそうなのか、それをちょっと町民の目に移ってこないのか、それがもし具体的に示せるものがあつたら、一応話をさせていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 地域活性化という観点から考えますと、例えば目に見える形で何ができたとか、何を購入したとかという話でいきますと、例えば先ほど言いました、27年の12月に策定した総合戦略のこれを策定したということも地域活性化の事業の中の一つになりますし、また箱物に近いですが、いわゆる電動バスですね、あの電動バスを購入してそれを運用することによって、道の駅玉村宿の集客の一つの方法、アイテムとするという、これも一つの事業ではありました。それから、子育て支援という考え方でいきますと、子育て支援センターの床暖房、あれをこの事業を使って入れたという形で、それが目に見えるものなのかないのかという話になりますけれども、ある意味そういった成果ということになるかと思えます。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、例えば28年度で言えば、地域の風景を生かした集客ということで、第1回の玉村風景フォトコンテストを実施したということで、数が挙げられていましたけれども、352点の応募があつたということで、それも一つの成果ではなかったかと。また、それは集客という意味での成果でもありますし、またそこで応募していただいて、入賞した作品が17あつたのですけれども、その画像データ、これについては町に著作権帰属ということで、この

映像データは自由に町がいろんな機会で発信していく際の、これまたアイテムとして使っているということで、そういった意味ではそれなりの成果があったかと思えます。

また、29年度におきましては、情報発信の基盤づくりということで、東京圏情報発信推進事業ということでこちらのほうを4月から実際に動き出しているわけですが、こういったことが総合戦略にうたってある施策、事業のことかというふうに考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それぞれ頑張っているのがわかりました。

それで、それぞれのよく補助金だとか助成金は何とかの事業で補助金でやりましたとか書いてあるのを見ますけれども、そういったのは公表みたいな形はしないものなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 事業によっては、当然予算書に載っているものもありますし、今後決算書に載るというものもありますので、あるいは施政方針という形で予算の重点施策といったものが発表になりましたので、そちらには当然うたってあるものもありますので、そういった形で載せていくということになるかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。

次の質問に移らせていただきます。農業用水の整備と安全管理についてなのですが、まず農業用水関係なので、天狗岩用水から榎町用水に分水しますが、ここで天狗岩用水の水はほとんど榎町用水のほうへ分水して流れて、滝川、要するに天狗岩用水本流のほうの水は下流に流れるのはほとんど少なくなっているのが現状だと思うのですが、その滝川だって下流でまだ水を使うのだから、水門を越えて水が下に流れる水量がなければ、下流にこないわけなので、こんな状況ですけれども、天狗岩の水量をふやすわけにはいかないのですかということ質問しようと思ったのですが、先ほど町長の答弁の中で毎秒11.1トンの水量を坂東堰からとってしまして、なかなか難しいという話なのですが、何かもうちょっと上流へ行って高崎市に知り合いなんかいるのですけれども、あの辺は京ヶ島分ぐらいいですか、あの辺は水があふれているような気がするのだけれども、その辺の調整とか、こっちにもう少し水をもらうとか、何か対策はないのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらの天狗岩の関係につきましては、毎年水不足というような状況が続いているというのはもちろん認識しておりまして、町といたしましては先ほど町長の答弁の中

に若干ありましたけれども、天狗岩土地改良区のほうに毎年お願いをして、上流の堰の管理者にある程度の荒くれ水が終わったら取水を制限してくれというふうにいつもお願いはしているところがございます。方法としては、基本的には一定量の水が来ている以上は、もうお願いしかないかなというふうに思っているところがございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 取り入れ口の坂東堰ですか、改修を何かしているかしたかだと思うのですが、その辺の関係でふやすとか、そういうのは難しいのですか。申し出ぐらいはできないものなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 坂東堰の関係につきましては、天狗岩と広瀬桃木両方含めた取り入れ付近の全体を一体的に老朽化に伴う工事をしているということでございますので、それによって取水をふやすとかふやさないと、そういう話ではございません。天狗岩はあくまでも水利権として毎秒11.1トン、全体として持っているということでございますので、それを下げられないように維持をしていくというのが精いっぱいかなというような状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 答弁にもあったように、耕作面積が多少少なくなっているようですから、なかなか今の課長の答弁にあるように、減らされないようにするのが大変だと思うのですが、現実問題として榎町用水で上がった水はすぐに上新田方面に分水する水路があると思うのですけれども、その水の分け方一つにしても結構難しく、その現場知っていると思いますけれども、水門をあける量を目見当でやっぴやして、もう少し上げろとか下げろとか、水量の我田引水で皆さん、そこに集まった人が言っているのをよく見ると思うのですけれども、そんな現状でございまして、榎町用水の本流の水を使うのは当然受益面積がそっちのほうが多いとは思いますが、現状ももう少し見てもらったほうがよろしいかと思ひまして、この配分する面積当たりの量を上新田の分水した水路で使う面積、榎町用水本流で使う面積、その比率はどんな状況なのですか、面積がわかれば簡単に計算はできますけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 具体的に面積の比率というのでしょうか、それはちょっとぱっとは出ない状況でございます。榎町本線のほうがかなりのウエートを占めているというのは確実でございますけれども、何対何とか、その辺のところはちょっとわからないのが実態でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 当然毎年水を上げる日には課長も来ているようですけども、多分上げるところは見ているけれども、その水の行き先までは多分見ていないと思うのです。玉村高校の西のほうなんかは田植えが遅くなるのは、結局水量が少ないからであって、それで南玉地域よりもまだ遅くなるようなことがあって、その関係者もいら立っている人もいれば、怒っている人もいれば、いろいろのことが毎年起きるのですけれども、差し当たって榎町用水から上新田に流れる水量を必要だけふやせというとなんか欲深みたいなので、必要だけ流してもらおうようお願いしたいと思うのですけれども、どうですか。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 大谷義久君発言]

◇経済産業課長(大谷義久君) その辺はどこの水系についても皆さん欲しいというのが実態だと思いますので、特にこの地域については滝川統合堰協議会という組織が持って管理をしておりますので、その中でよく相談していただくしか方法はないかなと。特別にここだけとかこっちだけというわけにいかない。全体に行き渡るように工夫をするしかないのかなというふうに思っております。

◇議長(高橋茂樹君) 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 行き渡りが今の課長の答弁だと、行き渡りが不足で排水利用をしてポンプアップしてもらっているのですけれども、それでも遅くなるので、いろいろ文句が出ています。というのは、その話し合いというか、水を上げるときに、もうちょっと下げろとか上げろとか言って、強いほうが勝ってしまうので、上新田もそういう強い人がいなくなってしまったものだから、大分遅くなるような感じになってしまって、強い人がいても出てこられなくなったかな。そんな状況が現実なので、ぜひぜひ現場を見てもらって、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。

それで、続いてですけども、それで仮に水をもう少しこちらへ上新田の水路に流してもらおうようにしても、これだけでは抜本的な解決にはならないと私は思っています。やっぱり水路の構造なんか欠陥があるような気もしなくはないです。水が流れるときに来て見てもらってもわかるのですが、そんなことですから、榎町用水から上がった水が関越の滝川に並行して流れているのですけれども、それがうちの裏というか、角田病院のほうへ行く水と角町3丁目のほうへ行く水があるのですが、その角町3丁目のほうに行くほうの人たちはさらに玉村高校の西まで行くものですから、水が不足で年中何か文句言っているのですが、その取り入れ口、例えばの話ですけども、榎町用水の取り入れ口の水門のところちょっと狭いと、もうちょっと広くするとか、そういった調査して改修するのをお願いしたいというか、したほうがよろしいのではないかと。先ほど整備事業で予算もそういうことに使うのだという町長答弁もございましたので、その辺について今後調査、改修するようなお考えはないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 全体としてやはり水不足というのは言われておりますので、基本的には土地改良で全てやった内容に誤りという言い方はおかしいですが、誤りはないというふうに思っておりますけれども、そういったことも視野に入れて、すぐ調査するとかそういうことではないのですけれども、かなりそういう声は多いものですから、上新田地区だけではなくて、特に榎町の下流のほうもそうですし、どこの水系についてもやはり下流のほうというのはかなりそういう話も出ておりますので、意識としてはいきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 下流の人には気の毒なのですけれども、箱石だか下之宮、あっちのほうの人でも、でも上新田は上流ですからという意見、考えが多いです。上流なのに何でこんなに遅いのだと。ぜひ言ってくれということできょうも質問しているのですが、その辺はもう一度その改修するようになるとか、あるいは水量をもっとふやすとか、その辺少し取り入れ口を広くするのが一番いいような気はしますけれども、そんな具体的な答弁まではいいのですが、今後の方向性ぐらいはもう一度お願いしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 基本的にやはり上流への協力をいただくということが一番かなというふうに思っております。やはり取り入れで11.1トンあっても、実際に玉村の地区での受益というのはちょっと数字は忘れてしまったのですけれども、3.何トンとか、多分そういうような数字になってくると思うのですけれども、それが本当に来ているのかどうかというぐらいのイメージを持っております。そんな関係もありますので、天狗岩土地改良区にはいつもお願いはしておりますし、県の中部農業事務所ですか、そちらのほうにも実際にこういう状況なのだから何とかしてほしいというようなことは申し上げているところでございますので、水さえある程度来れば、それに対応できる構造なのかなというふうには思っているところでございますので、何としても水がもっと順調に回ってくるように、上流へのお願い等を主体的に行っていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 一応ということないけれども、優良農地なので、優良の作物がつかれないと文句が出ますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。最近異常気象によってゲリラ豪雨が発生して、水田の用水路、排水路の水量が異常にふえることがございます。こんな状況の中、田んぼの水を見になんか行かなく

てもよいと思うのですが、毎年どこかでそういった犠牲者が何人か出て、ニュース報道されていますけれども、上新田も蛭堀というのがあるのですが、豪雨時は怖くなるほど増水しています。しかし、その後ちょっとわかりませんが、斉田上之手線の下に大きな排水溝というのですか、地下の排水ができたようですから、豪雨がもしあったらどのくらい緩和されているか、その辺も興味深く見たいとは思っていますけれども、いずれにしてもそういった危険箇所があることはあって、犠牲者が出たのでは大変だと思いますので、町長答弁にもあって、余り強く言うつもりはないのですが、せめて点検したり、多面的機能の人たちをお願いしておいたりして把握して、改善するところはしたほうがいいかと思っていますけれども、その辺は今後どんなふうにお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） ゲリラ豪雨等の対策ということかと思えますけれども、町長答弁の中でもありましたけれども、水利組合もございますし、多面的機能の関係もございますので、そういった地域からの要請を主体に、できる対応はしていきたいというふうに考えております。また、特にそういったときにはもう用水ではなくって、要はもう水害対策ということになりますので、農政というよりも本当に特に支線のほうには水が行かないように、予測される場合には全部断水状態にして、滝川1本で流すような形で対応はしているというようなことをございますし、予測ができないときには若干おくれることは当然あるのですけれども、そういった対応でかなり対応をしているところをございますので、そういったところには余り出向かないでほしいというのが、そういう時期にはそういうことです。

それから、特に安全対策ということになりますと、ほぼ幹線に近いようなところの水門がないところが結構あるのです。堰板といいますか、そういうのでとめてあって、緊急事態のときにそれがなかなか対応できないとか、そういったところもあるようでして、そういったところを水門をつくってくれないかという要望が最近幾つか出ているところをございます。今回の本年度の予算の中にも1カ所水門の設置というのが小規模農村整備事業ですか、で1個盛り込んでいるのですけれども、そういったところも特に堰板を外すのに、やっぱり高齢化の問題とかも出てきておりますので、順次、一遍にというわけにいきませんので、順次対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ちょっと話はそれで申しわけないですけれども、斉田上之手線の下に大きな排水溝が入っていると思うのですけれども、これは時間雨量でもどういう表現でもいいのですけれども、どのくらいまで対応できる計算になっているのですか。計算上の話で。まだ、その後豪雨が降っていないので、わからないのですが、参考までに聞いておきたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 内水対策ということで、斉田上之手線の下に雨水管渠が入っております。大きさは3メートルの幅で、高さは約1.5メートルほどだと思います。蛭堀と言われる水道庁舎のあるところから広幹道の中を通過して、斉田上之手線を南下して、滝川まで行っております。途中、水道庁舎のところに分岐点があるのですけれども、そういったところはフェンスで囲われて施錠されている状態です。ですから、通常もう入ろうと思わなければ落ちることはないと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それで、排水はその地域に時間50ミリまで対応できるとか、その辺はどんな計算上なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 雨水の計算するのに何年確率という、50年確率、100年確率とありますけれども、ちょっと手元に数量がありませんので、1秒間に何トン流れるとかという数量はちょっと今はわかりません。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 今広幹道ができたものですから、うちの地域は広幹道の北側になりますから、今の話の広幹道がそれほど高くないのですけれども、せき止め状態になれば、時間雨量もちょっと心配がないわけではないので、聞いてみたわけですけれども、また後で教えていただいてもよろしいですか。

以上で一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす、7日月曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時30分散会